

ECONOMIC RESEARCH CENTER
DISCUSSION PAPER

E-Series

No.E12-4

Effects of the SME Financing Facilitation Act and
Agendas for Regional Financial Policy
—Based on a Survey Research on SME Finance—

by

Nobuyoshi Yamori

October 2012

ECONOMIC RESEARCH CENTER
GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS
NAGOYA UNIVERSITY

金融円滑化法と地域金融システム政策の課題

—中小企業金融の実態調査結果に基づいて—*

名古屋大学教授 家森信善

要旨

中小企業等金融円滑化法は、リーマンショック以降の経済危機の中で、中小企業を金融面から支援する施策として、緊急保証制度の創設と拡充とともに、代表的な施策である。民間の資金貸借に直接的に介入する金融円滑化法が様々な問題を持つことは明らかであるが、実際にどのように使われているのかは、これまで開示されている資料では十分に知ることができなかった。そこで、本稿では、そうした問題意識から筆者を含む研究グループが2010年10月から11月にかけて実施したアンケート調査の結果を利用して、金融円滑化法の運用の実態を明らかにし、さらに、わが国の地域金融システム政策の課題について検討する。

アンケート結果から得られている主な結論は次の通りである。

(1) 金融円滑化法の前も、金融機関は自主的に返済条件の変更に応じている。申し出率は10.3%で、申し出た企業の内、許諾率は90.2%であった。規模の大きな企業の方が許諾率が高いが、零細企業でも許諾されている。複数の金融機関から借り入れている場合でも、主取引銀行のみから許諾してもらっている例が多い。

(2) 金融円滑化法の施行後の時期について、申し出率は9.4%で、申し出た企業の内、許諾率は89.6%にとどまっており、金融円滑化法の前もとほとんど変わらない結果となった。(『中小企業白書2011』の許諾率94.4%と比べても、我々のアンケート結果の許諾率は低い)。

(3) 金融円滑化法のもとで返済条件の変更を申し出た後、金融機関の態度に変化があったという回答は、約25%であった。変化があったという企業に変化の内容を尋ねたところ、「担当者が再建の相談に乗ってくれた」は52%あるものの、「新規融資に冷淡になった」も30%あり、対応が2極化している。

* 本稿は、科学研究費の支給を受けた研究成果の一部である。2011年12月開催の金融構造研究会において報告した際、貴重なコメントを多数いただいた。とくに、山沖義和・信州大学教授からのコメントは、本稿の結果の解釈の大きな改善につながった。記して感謝したい。もちろん、残されている誤りはすべて筆者の責任である。なお、本稿の要約版として、家森(2012a,b)を刊行している。

(4) 金融円滑化法施行後の返済条件の変更の対象で、いわゆるゾンビ企業が急増しているといった事態は見られなかった。たとえば、2期連続赤字企業の謝絶率は、円滑化法後の時期の方がむしろ高くなっている。ただし、金融円滑化法の施行によって変化がなかったのは、問題が起こっていないことを意味するのではなく、金融円滑化法よりも前の時期から問題が続いていたと解釈するべきであろう。

(5) 円滑化法による返済条件の変更を申し出た企業は、必ずしも資金繰り難に直面している企業ばかりではなかった。回答結果を総合的に判断すると、安易に申し出ているモラルハザード的な事例と、企業成長のための積極支援のケースの両者が混じっていると考えられる。

(6) 円滑化法による返済条件の変更の許諾を受けた企業に対して、金融機関の面談頻度が高いという傾向は見られず、積極的に支援しているのか疑問が残った。

(7) 「返済条件の変更後に、業績が回復した」企業は、許諾された企業の15%程度にとどまる。回復した企業の特徴を調べると、金融機関との関係性が深く(面談頻度が高いなど)、支援に際して金融機関が積極姿勢を示していること(金利の減免、新規資金の提供など)がわかった。

キーワード：金融円滑化法、返済条件の変更、リーマンショック、中小企業金融

1. はじめに

2008年の年初から円高や原油高の影響を受け停滞感の強まっていた日本経済は、リーマンショック後に急激に落ち込んだ(図1)。輸出に依存する大手企業ももちろんのこと、もともと経営体力の劣る中小企業がとくに大きな打撃を受けた(図2)。このため、政府は、大規模な財政支出も含めて、中小企業を支援するために様々な対策をとった。このうち、中小企業を金融面から支援する代表的な施策が、緊急保証制度の創設と拡充、および中小企業等金融円滑化法である(家森・近藤[2011])。

本稿では、このうち、金融円滑化法を分析の対象とする¹。金融円滑化法は、民主党を中心とした新政権の発足とともに、にわかに脚光を浴びた政策であり、2009年12月に施行された。さらに、2011年3月には、1年間の期間の延長が行われ、2012年3月まで実施されることになっている²。制定前には様々な批判があったが、政治的に大変「人気のある」政策となっている。

金融円滑化法のもつ原理的な問題点を指摘することはたやすいが、金融円滑化法がどの

¹ 緊急保証制度については、家森編(2010)で分析している。

² 2011年12月27日に、金融庁は、2013年3月までの1年間の再延長の方針を示している。

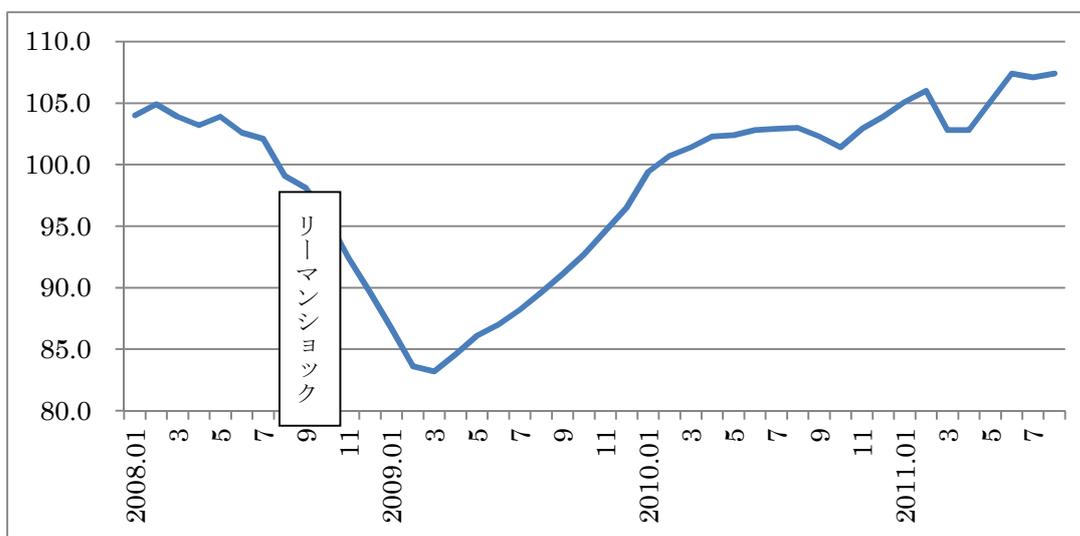
ように活用されているのかは、これまでに開示されている資料では十分に知ることができない。確かに、各金融機関および金融庁からは金融円滑化法の運用実績（後掲図 3 と表 2）が公表されているが、たとえば、どのような企業が申し込んでいるのかといった情報は開示されておらず、金融円滑化法に対する批判（たとえば、経営不振企業の単なる延命にすぎない）について分析することは不可能となっている。

そうした問題意識から、筆者を含む研究グループ（第 3 節で説明）では、2010 年秋に中小企業向けアンケート調査を実施した。本稿では、そのアンケート調査結果を利用して、特に企業と金融機関の関係という視点から、金融円滑化法に基づく円滑化の運用実態について検討し、今後の中小企業金融の課題について考えてみたい。

本稿の構成は、次の通りである。まず、第 2 節で金融円滑化法の概要を説明する。第 3 節では、われわれの実施したアンケート調査の概要を説明する。第 4 節が本稿の主要内容であり、前半ではアンケートの質問票に沿って回答結果の概要を紹介する。そして、後半部分では、論点を絞って、金融円滑化法に基づく円滑化の運用の実態について、企業と金融機関の関係といった観点から分析を行う。第 5 節は、本稿の結びである。

図 1

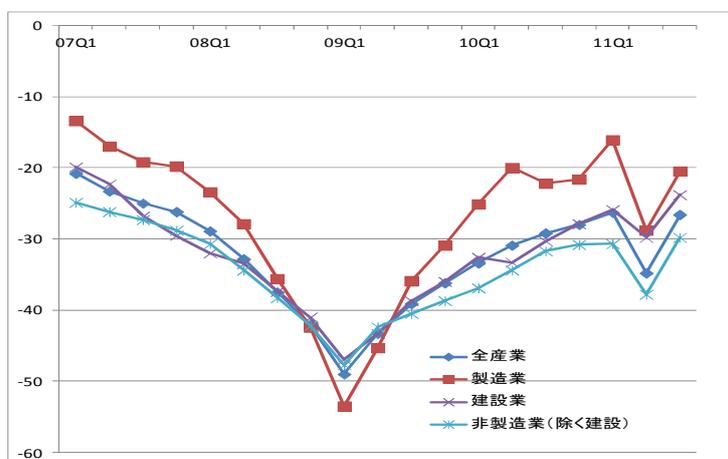
わが国の景気動向



注) 内閣府「景気動向指数—平成 23 年 8 月分 (速報)—」の CI 一致指数。

図 2

中小企業の景況感の推移



注) 中小企業庁「中小企業景況調査」 業況判断指数 (季節調整済み 前期比)

2. 中小企業等金融円滑化法の制定と実績

(1) 金融円滑化法の背景

2009年8月に実施された衆議院選挙で民主党が大勝し、9月に鳩山由紀夫氏を総理大臣とする民主党主導の新内閣が発足した。民主党の2009年衆議院選挙向けの「マニフェスト2009」では、中小企業金融に関する政策として、「地域金融円滑化法」が掲げられていた³。この法律は、「金融機関に対して地域への寄与度や中小企業に対する融資状況などの公開を義務付ける」というマニフェストの説明から、アメリカのCRA（地域社会再投資法）をイメージしたものであることがわかる。

一方、総選挙直後の9月9日、民主党、社会民主党及び国民新党の3党による「連立政権樹立に当たっての政策合意」に、中小企業に対する「貸し渋り・貸しはがし防止法（仮称）」を成立させ、貸付け債務の返済期限の延長、貸付けの条件の変更を可能とする旨が盛り込まれた。鳩山内閣で金融担当大臣に任命された亀井静香氏は、この政策を積極的に推進していく立場から、「黒字倒産が多く、貸しはがしも多い」という現状認識のもと、3年の返済猶予を法律で実現する方針を初閣議後の記者会見で示した。もちろん、亀井大臣は、借金の帳消しを主張しているわけではなく、また将来の業績が回復して借り手がきちんと借金を返済できれば金融機関にとってもプラスになると説明しており、経営不振企業に対する徳政令（モラトリアム）を提案しているわけではなかった。しかし、民間経済主体の

³ 地域金融円滑化法以外に、「次世代の人材育成」「公正な市場環境整備」「中小企業金融の円滑化」などを内容とする「中小企業憲章」の制定も掲げられていた。中小企業憲章は、2010年6月18日に閣議決定されている。

取引に国が介入して当初の取引内容を変えさせるという趣旨であることは間違いがなかったし、亀井大臣の施策は、「モラトリアム」という用語で解説されることが多かったために、金融界に大きな衝撃を与えた。

(2) 金融円滑化法の制定⁴

政府は2009年10月に、中小企業金融円滑化法案を国会（第173回）に提出した。同法は衆議院では議事進行に対する野党の抗議があったが、衆議院、参議院ともに反対票を投じる政党はなく、全会一致で可決され、11月30日に成立した⁵。

当初、「徳政令」のような内容を持つ法律になるのではないかと物議を醸したが、最終的に決まった法律は常識的なものであった⁶。すなわち、金融機関に対して、債務の弁済に支障を生じている中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の措置をとるよう努める義務を課すとともに、その実効性確保のための体制整備や実施状況等の開示・当局への報告の義務を課すことが定められた。

同法施行に合わせて発表された金融担当大臣の談話によると、「現下の厳しい経済金融情勢の下、我が国の支柱である中小・零細企業主の皆さんは、歯を食いしばって頑張っておられる」が、「資金繰りが苦しく、かつてない深刻な状況にある」し、「住宅ローンの借り手の方々についても、雇用環境の悪化や給与引下げ等の影響を受け、その返済負担が重くのしかかっている状況にある」との現状認識にたって、「中小・零細企業や住宅ローンの借り手の皆様に安心を提供する」ために本法律を制定した旨が述べられている。

金融円滑化法は、資金繰りの厳しい企業や家計の支援をめざした法律であるが、国費を全く使わないでそれを実現しようとする「虫のいい」法律ともいえる。通常の中企業支援策では、補助金の給付や信用保証協会への支援などで「財源」が必要になるが⁷、金融円滑化法では、金融機関に対する一般国民の不信感も相まって、民間金融機関に対する「社会的責任」を押しつけることによってそれを実現しようとしているともいえる。金融システムに負荷がかかりすぎて、金融システムが不安定化すれば、政策の費用は顕在化するが、それまではきわめて（政府から見て）安上がりの政策である⁸。

⁴ 上原（2010a）は、国会での議論を中心にして、当時の議論をまとめている。

⁵ 自由民主党は、衆議院、参議院ともに棄権した。

⁶ ただし、金融庁の担当官自身が「本法が民間同士の契約に関与する臨時的措置」であることを認めている。高木（2010）参照。

⁷ たとえば、景気対応緊急保証制度のために、すでに2.7兆円の予算が投じられている。（『中小企業白書 2011』）

⁸ もう一つの（政府にとっての）安上がりの対策が、「監督緩和」（星[2011]）である。すなわち、金融機関が条件変更に応じやすいように、金融検査マニュアルが2009年12月に改訂され、貸付条件の変更を行ったとしても不良債権（貸し出し条件緩和債権）に該当しない要件を拡充した。すなわち、経営改善計画の策定が可能と見込まれる場合には、策定を最長1年の猶予を与え、その間は不良債権に該当しないこととした。なお、2008年11月には、経営改善が見込める期間の（要管理先債権に分類されない）条件が従来の3年以内

(3) 金融円滑化法の延長

金融円滑化法は 2011 年 3 月末で失効する予定であったが、「先行きの不透明感」から、返済条件の変更へのニーズは依然としてあると政府は判断し、2010 年 12 月に、金融円滑化法の期限を延長する改正案を国会に提出した。同法案は、2011 年 3 月 31 日に可決・成立し、同日に公布・施行された。改正法の国会での議決を見ると、衆議院では全会一致、参議院では賛成二三九、反対一という圧倒的な支持を得ており、政治的にはきわめて人気のある政策であることが再確認された⁹。

この改正では、同法を 1 年延長して、有効期間を 2012 年 3 月までにするとともに、金融機関による開示・報告の事務負担を軽減することとした。さらに、金融円滑化法が問題の先送りにならないように、金融庁は、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みを行った中小企業者に対して、金融機関がコンサルティング機能を発揮するように、新しい監督指針を策定した。

(4) 金融円滑化法の運用実績

(i) 金融機関の意識変化

『中小企業白書 2011』によると、金融円滑化法の前後で、金融機関の約 9 割、中小企業の約 5 割が、条件変更への金融機関の対応が積極化していると回答しており、金融機関の貸出条件変更に対する意識が大きく変化していることが伺える¹⁰。ただし、金融機関側に比べると、企業側の変化の認識は低いし、企業に関しての数値は、実際に申請した企業のみ聞いているので、過大評価の可能性もある。

から、10 年以内に緩和されている。こうした行政上の措置に対しては、益田（2009）は、真正な開示をすすめるべき金融行政のあるべき姿勢と逸脱しているとして、厳しく批判している。

⁹ 内藤（2010）は、国内景気の厳しさにもかかわらず、2010 年の企業倒産が減っている最大の要因は、金融円滑化法だと指摘している。その上で、金融円滑化法は、「麻薬であり、時限爆弾でもある」と指摘しながらも、実体経済が底上げできていない段階で同法を延長しないと、「爆弾が爆発する」として延長を容認している。

¹⁰ 金融円滑化法の施行後に行われた東京商工会議所のアンケート結果によると、法律施行により、金融機関の対応が変化し、「金融機関が真剣に話し合いに応じてくれるようになった」といった積極的な側面もある。

表1. 金融機関の貸出条件変更に対する姿勢の変化(中小企業金融円滑化法施行前後の比較)

(単位: %)

	積極化している	やや積極化している	ほとんど変化していない	やや消極化している	消極化している
金融機関の回答	61.9	24.4	13.7	0.0	0.0
中小企業の回答	21.0	32.3	31.2	6.6	8.9

資料: 中小企業庁「経営環境実態調査」(2010年11月)

中小企業庁委託「中小企業向け融資に関する調査」(2010年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))

(注) 中小企業については、中小企業金融円滑化法施行以後、金融機関に対して貸付条件の変更を申請した企業のみを集計している。

(出所) 『中小企業白書 2011』

(ii) 返済条件の緩和の実施実績

金融庁が2012年1月に公表した資料(図3)によると、法律制定以来の申込み件数は、2011年9月末までに249万件に達している。申込みに対して(すでに)何らかの軽減措置がとられた比率は91.8%と高率で、謝絶が確定している割合は2.6%にすぎない。たしかに、金融機関が企業の要望に良く応えていることがわかる。東京商工リサーチ社の試算によると、全国の中小企業および個人企業の約8.0%が申し込んでいることになり、同法の運用は中小企業金融の現場に非常に広く浸透している¹¹。

一方で、法改正直後に、帝国データバンクが実施したアンケート調査(2009年12月17日～2010年1月5日 回答企業10359社)では、金融円滑化法のもとで条件変更の申請を検討しているという企業は6.5%であり、当初の予想から見ると、実際の利用実績はやや高くなっている¹²。その理由としては、①時間の経過とともに、リスク申請に対する心理的な抵抗感が薄れてきたのか、②景気動向が厳しく、2009年当時は申請する必要のなかった企業も申請に追い込まれたのか、③特定企業について再リスクが繰り返され、実際の適用企業数はもっと少ないのか、などが考えられる。

金額ベースでも、2011年9月末の累計(中小企業者向け)で68.1兆円に達している。累計値であるので、同月末の貸出金残高と単純に比較するのはできないが¹³、金額的にも、円滑化法の対象になっている貸出債権は相当な規模に達していることは確かであろう。

¹¹ 東京商工リサーチ(2011年7月11日HP公表)では次のように試算している。まず、全国の410の金融機関の返済猶予の申込みは212万件で、中小企業に関しては192万件であった。そして、1社が3行と取引し、返済猶予等を2回申し込んだと仮定すると、この申込み192万件は、32万社分となる。そのうえで、国税庁統計の普通法人数262万社および、個人事業者の消費税の納税申告件数139万社の合計の約400万社を分母にして、8.0%と試算している。

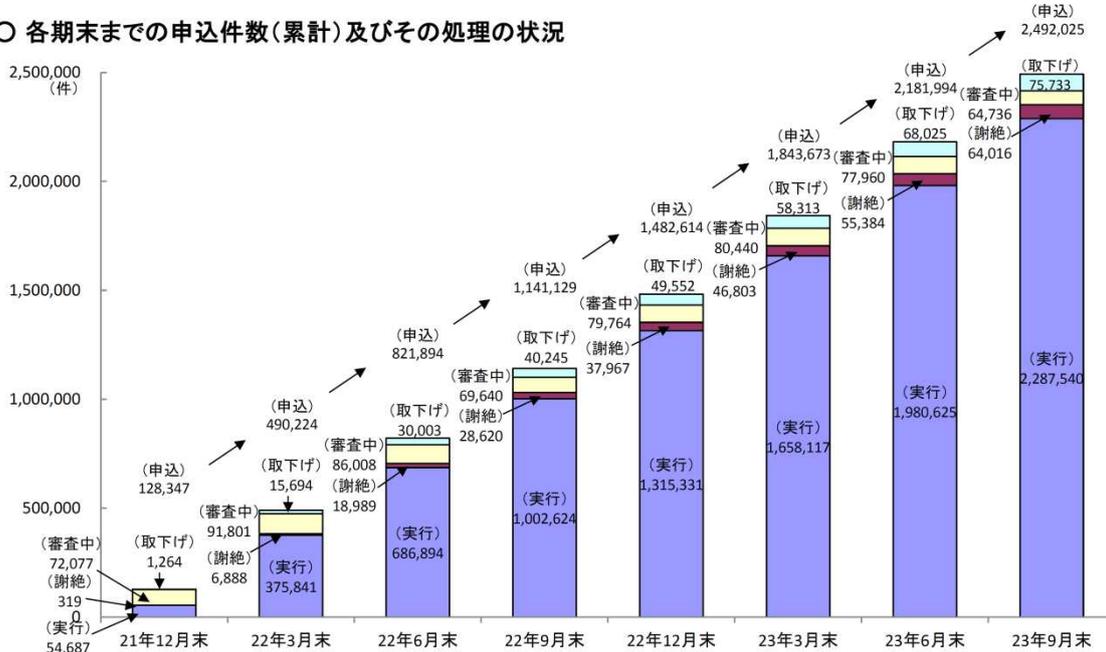
¹² 帝国データバンク「返済猶予法施行後の企業の意識調査」 2010年1月8日。

¹³ たとえば、国内銀行の2011年3月末の中小企業向け貸出は、1893万件、296兆円である。

図 3

金融円滑化法に基づく申込みとその処理状況の推移（中小企業者向け）

○ 各期末までの申込件数(累計)及びその処理の状況



(出所)金融庁資料 <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20110726-2/02.pdf>

表2. 各業態別の申込みと実行の状況（2011年9月）

	上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）					実行率① (B)/[(B)+(C)]	実行率② (B)/(A)
	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ		
主要行等 ⁽¹¹⁾ ※1	326,038 (169,073)	296,072 (156,935)	8,709 (4,419)	12,104 (4,434)	9,153 (3,283)	97.1%	90.8%
地域銀行 ⁽¹⁰⁶⁾ ※2	1,121,423 (316,450)	1,027,434 (294,774)	29,637 (7,437)	28,561 (7,326)	35,791 (6,910)	97.2%	91.6%
その他の銀行 ⁽²⁹⁾ ※3	23,089 (3,184)	18,923 (2,099)	2,409 (858)	381 (108)	1,376 (118)	88.7%	82.0%
信用金庫 ⁽²⁷²⁾ ※4	845,986 (156,376)	781,501 (144,921)	19,722 (3,619)	20,147 (3,810)	24,616 (4,020)	97.5%	92.4%
信用組合 ⁽¹⁵⁹⁾ ※5	134,356 (26,954)	125,328 (25,049)	2,645 (631)	2,544 (625)	3,839 (646)	97.9%	93.3%
労働金庫 ⁽¹⁴⁾ ※6	2 (3)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信漁連 ⁽⁶⁷⁾ ※7	5,740 (4,355)	5,502 (4,145)	68 (65)	53 (40)	117 (101)	98.8%	95.9%
農協・漁協 ⁽⁸⁷¹⁾	35,391 (4,368)	32,778 (3,696)	826 (242)	946 (184)	841 (242)	97.5%	92.6%
合計 ⁽¹⁵²⁹⁾	2,492,025 (680,763)	2,287,540 (631,622)	64,016 (17,271)	64,736 (16,527)	75,733 (15,320)	97.3%	91.8%

※1 主要行等とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
 ※2 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
 ※3 その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行をいう。
 ※4 信金中央金庫の計数を含む。
 ※5 全国信用協同組合連合会の計数を含む。
 ※6 労働金庫連合会の計数を含む。
 ※7 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
 ※8 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示。
 ※9 左端の欄中の括弧内は、平成23年9月末時点の金融機関数。
 ※10 件数は、貸付債権ベース。

(出所)金融庁資料 <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120120-4/01.pdf>

(5) 円滑化法による返済条件の変更の中身

国会の質疑（衆議院財務金融委員会 2009年11月18日）によると、政府は、貸し付け条件の変更には、返済猶予、増額融資、返済期限の延長、金利の減免があると想定していた。しかし、金融庁の資料では、条件変更の内容までは開示されていない。

この点で、帝国データバンクのアンケート調査（調査期間：2010年2月17日～28日 回答企業 9674社）が参考になる結果を紹介している¹⁴。表3によると、2010年2月調査の場合で、75.9%が返済繰り延べであり、債権カットはゼロ%、毎回の返済額の減額は17.1%、その他が7.0%であった。返済繰り延べ期間は、6ヶ月未満が13.6%（母数は、条件変更を申請した企業の内、「応じてもらった」か「審査中」の企業）、6ヶ月～1年未満が32.0%、1年～3年未満19.7%、3年～5年未満3.9%、5年以上6.6%となっている。（本稿で利用するアンケート調査を行った時期に近い）2010年2月においては、金融円滑化法に基づく返済条件の変更は、1年程度の返済繰り延べが主であったことがわかる¹⁵。

また、『中小企業白書2011』では、帝国データバンクのアンケート調査の調査より9ヶ月後の時期(2010年11月)に、同様の調査が行われている（図4）。返済総額が減ることになる「金利が減免された」という回答は10%程度あり、帝国データバンクの回答よりも若干多いようであるが、返済時期の先送りという対応が中心である点は同様であった。

こうした対応なら、（リスクを考慮すれば割引率が変わるので厳密には正しくないが）、返済猶予期間後に返済額が増え、実質的な返済額が変わらないままとすることができるので、金融機関にとっては痛みの少ない対応だといえよう。ただし、本当に痛みなくすませるためには、返済猶予期間中に借り手の業績が回復して、最終的な返済が無事行われることが前提である。しかし、「元本の据置」や「毎月の返済元金が減少した」というのは、企業側から見ると、措置時期が終わると、措置前の時期よりも月々の返済額が増えることになり、業績が相当程度に回復していないと、企業は一層苦しい状況に陥ることになってしまう。まさに、猶予期間中にどれだけ業績を回復できるかが鍵となる。

表3. 返済条件の変更の内容（構成比率%）（帝国データバンクのアンケート調査結果）

	返済繰り延べ					毎回の返済額の減額	債権カット	その他	母数
	6ヵ月未満	6ヵ月～1年未満	1年～3年未満	3年～5年未満	5年以上				
2010年2月調査	13.6	32.0	19.7	3.9	6.6	17.1	0.0	7.0	228社
2011年12月調査	11.3	24.1	21.5	5.5	9.0	35.0	0.3	8.1	655社

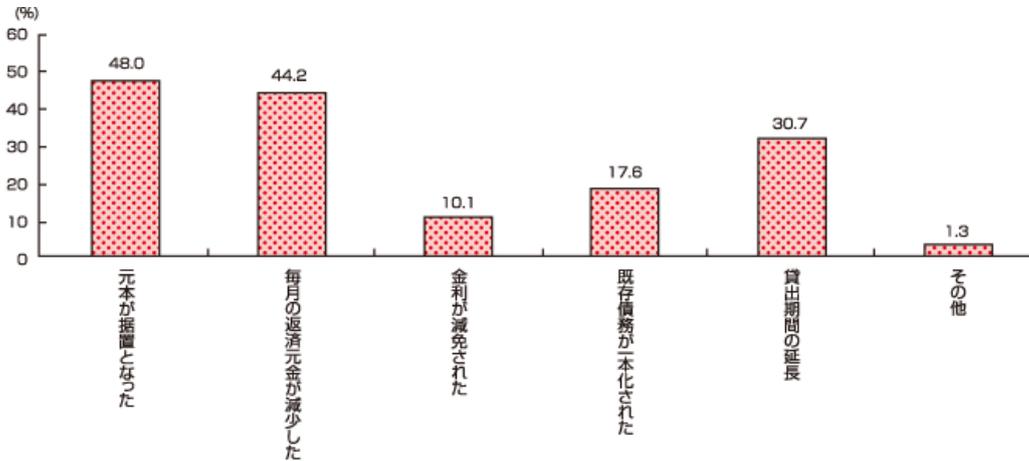
(注)帝国データバンクの2つのアンケート調査（調査期間：2010年2月17日～28日 回答企業 9674社）（調査期間：2011年12月16日～2012年1月5日 回答企業 10578社）。

¹⁴ 帝国データバンク「返済猶予に関する企業の動向調査」2010年3月。

¹⁵ 表3に示したように、2011年12月調査では、「毎回の返済額の減額」が増え、また、返済繰り延べ期間も長期化している。

図 4

返済条件の変更の内容



資料：中小企業庁「経営環境実態調査」(2010年11月)

(注) 1. 中小企業金融円滑化法施行以後、貸付条件の変更を行った中小企業のみを集計している。

2. 複数回答のため、合計は必ずしも100にならない。

出所) 『中小企業白書 2011』

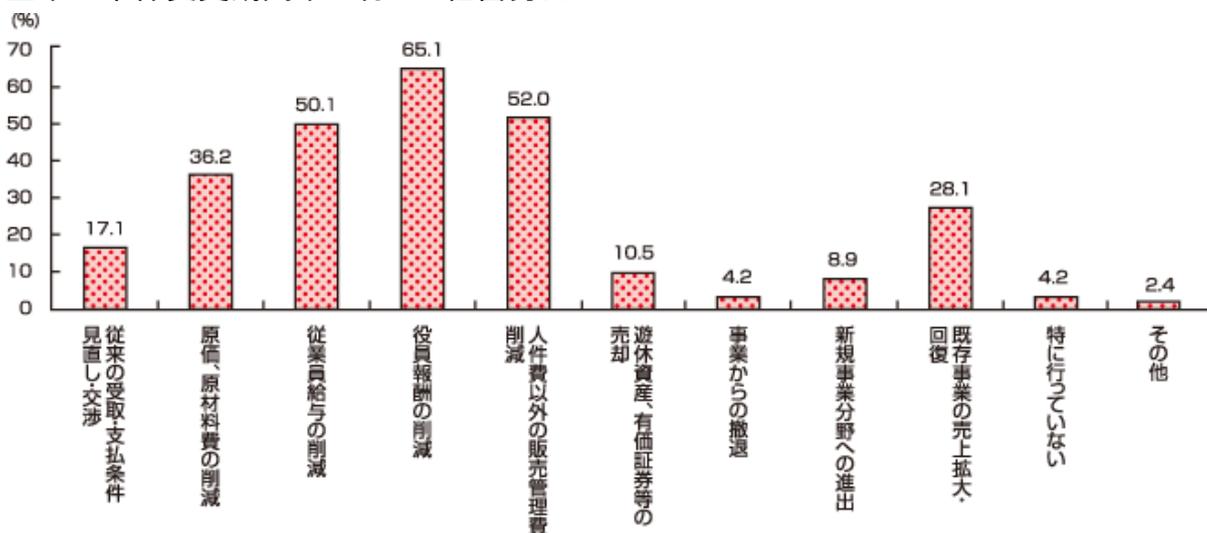
(6) 返済条件の緩和を受けた企業の業績回復努力

『中小企業白書 2011』では、条件変更を受けている間に、企業がどのような経営努力を行ったのかを調べている。図 5 を見ると、「役員報酬の削減」が 6 割強と最も多く、続いて「人件費以外の販売管理費の削減」、「従業員給与の削減」が 5 割強を占めるなど、費用削減の取組が中心である。いわば、リストラに時間がかかるので、その間の猶予を与えていると理解できる。また、経営改善計画を作成する際に、確実に見込めるこうしたリストラ対応が採用されやすいためであろう。ただ、こうした中小企業の対応は、特に地方では、地域全体の一層の雇用や需要を縮小させることになり、決して望ましい対応ではない。

一方で、パイを大きくする方向での回答はあまり多くない。すなわち、「既存事業の売上拡大・回復」で約 3 割にとどまり、「新規事業分野への進出」は 10%にも満たない状況であった。

図 5

中小企業が条件変更期間中に行った経営努力



資料：中小企業庁「経営環境実態調査」(2010年11月)

(注) 1. 金融機関に貸付条件の変更を申請し応諾された中小企業のみを集計している。

2. 複数回答のため、合計は必ずしも100にならない。

出所)『中小企業白書 2011』

3. アンケート調査の概要

(1)「日本の企業ファイナンスに関する実態調査」

本節では、2010年10月から11月にかけて、筆者を含む研究グループが実施した企業向けアンケート調査「日本の企業ファイナンスに関する実態調査」(以下「本調査」)の概要を紹介する。本調査は、科学研究費補助金プロジェクト「日本の企業ファイナンスに関する実態分析：リレーションシップ型金融の意義と限界」(科学研究費補助金(基盤B)、課題番号21330076)の一環として実施したものである¹⁶。質問票は「Ⅰ. 貴社の概要について」「Ⅱ. 金融機関との取引について」「Ⅲ. 資金繰りと貴社の取引相手について」「Ⅳ. 監査について」「Ⅴ. 政策について」「Ⅵ. 借入等の詳しい状況について」の六つのパートから成る¹⁷。このうち、本稿では、「Ⅴ. 政策について」を主として利用する。

アンケートの対象企業の抽出は次の基準で行った。まず、東京商工リサーチ社(TSR)のデータベース収録企業の中から、(1)財務データが2007年度(2008年3月末)および2009年度(2010年3月末)時点において利用可能である、および、(2)別途行った金融機関向け

¹⁶ メンバーは、家森の他、内田浩史・神戸大学教授(代表者)、小倉義明・立命館大学准教授、筒井義郎・大阪大学教授、根本忠宣・中央大学教授、渡部和孝・慶應義塾大学准教授である。

¹⁷ 質問票は

http://www.b.kobe-u.ac.jp/~uchida/public_kaken_html/kakenB_h21-24/survey.pdfからダウンロード可能である。

アンケート調査の回答金融機関を主取引金融機関としている、という二つの基準を満たす企業を抽出した。(1)は、その後の詳細な分析に財務データを用いるための基準であり、2007年および2009年度を選んだのは、いわゆるリーマンショック前後での財務データの変化を捉えらえるためである。(2)は、本調査から得られたデータを、既に実施していた金融機関向けアンケート調査から得られたデータと結合できるようにするための基準である¹⁸。

最終的に調査票を送付したサンプル企業は13579社である。調査票は2010年10月8日に郵送され、11月30日までの調査期間に2703社から回答を得た(回答率19.91%)。アンケート調査の全体の結果は、中岡・内田・家森(2011a,b)において報告しているので、本節では、ごく簡単に回答企業の属性について紹介するにとどめる。

(2) 回答企業の業種

回答企業の業種は表4のとおりである。回答企業の中では、建設業のシェアが最も高く、約60%を占めている。それに続くのは、製造業の12.2%、卸売業の9.7%であり、「その他の業種」も12.7%含まれる。このように建設業に偏ったサンプルになった原因は、前節で説明したサンプル選択にある。つまり、中小の(地方)金融機関の顧客であり、しかも財務データが整備されている企業は建設業に多いために、発送先企業に建設業が多くなったからだと思われるのである。

表4. 回答企業の業種

	全体	建設業	輸送用 機械器 具製造 業	製造業(輸送 用機械器具製 造業を除く)	卸売業	小売業	宿泊業・ 飲食サ ービス業	その他 の業種
送付件数	13,579	8,936	42	1,386	1,330	456	67	1,362
比率	100.0	65.8	0.3	10.2	9.8	3.4	0.5	10.0
回答件数	2,696	1,561	19	329	261	157	26	343
比率	100.0	57.9	0.7	12.2	9.7	5.8	1.0	12.7

(3) 回答企業の規模

表5には、常用従業員数(役員・家族を含む)の分布を示している。回答企業の68.7%は常用従業員数20人以下の小規模な企業である。

¹⁸ この金融機関アンケートは、根本忠宣教授、小倉義明准教授、渡部和孝准教授が中心となって、経済産業研究所のプロジェクトとして実施された「中小企業向け融資における審査体制と条件決定に関する実態調査」(実施時期:2009年11月)である。都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合に対して質問票が送られ、299機関からの回答を得ている(回収率54.4%)。この回答金融機関から、都市銀行および、合併・再編金融機関、およびTSRのデータベースで主取引金融機関とする(かつ、財務データが2期分揃う)企業が存在しなかった金融機関を除いた。

表5. 回答企業の常用従業員数

	全規模	5人以下	6-10人	11-20人	21-50人	51-100人	100人超
発送先全体	13,521 100.0	3,939 29.1	3,203 23.7	3,097 22.9	2,280 16.9	641 4.7	361 2.7
回答全体	2,699 100.0	518 19.2	644 23.9	691 25.6	597 22.1	157 5.8	92 3.4

注) 上段は件数、下段は比率。なお、「発送先全体」の数値からは、従業員規模が不明の58社が除かれている。

(4) 回答企業の経営状態

回答企業の当期純利益の状況を見てみると(表6)、約半数の企業が2期連続黒字と回答し、約2割の企業が2期連続赤字と回答している。直近の決算期に黒字の企業は、赤字から黒字に転換した回答企業と2期連続黒字企業の合計なので、およそ7割の回答企業が黒字である。3月期決算を前提にすると、2010年10月のアンケート回答時期の前期は、2009年4月から2010年3月、前々期は2008年4月から2009年3月となる。いずれもリーマンショックの深刻な影響を受けた会計年度である。

国税庁統計年報(平成21年度版)によると、2009年度の赤字法人比率は75.5%(前年度は71.5%)であるので、回答企業は、平均よりも黒字企業の割合が非常に高いことがわかる。

表6. 回答企業の当期純利益

回答件数計	2期連続黒字	赤字から黒字に 転換	黒字から赤字に 転落	2期連続赤字
2,683	1,316	465	397	505
100.0	49.0	17.3	14.8	18.8

(5) 回答企業の資金繰りの状態と対応方法

「貴社は、過去1年以内に借入の返済が難しくなる事態に陥ったことがありますか。」(問22)と尋ねてみたところ、2450社が回答し、20%の490社が「借入の返済が難しくなる事態に陥ったことがある」と回答している。つまり、上記のように経営状態の良い企業が多いが、相当数の企業が資金繰り難に陥っており、リーマンショック以降の金融危機の深刻さが伺える。

さて、困難な事態に陥った場合に、どのように対応したかを尋ねた結果が、表7にまとめてある。最も多いのは「経営者や親族の個人資産の投入」であるが、それを除くと借入残高1位金融機関(以下、メインバンクと略称することがある)からの返済猶予を受けたり、新たに借

入れるといった対応が4割近くの高い比率を示している¹⁹。他方で、金利の減免は、メインバンクからですらほとんど行われていない様子が見える。これは、表3に示した帝国データバンク社の調査と同様の傾向である。

表7. 資金繰りの問題があったという回答企業の対応方法

	回答企業数	同比率
現時点で借入残高1位の金融機関との交渉による返済猶予	176	35.9%
現時点で借入残高2位の金融機関との交渉による返済猶予	84	17.1%
その他の金融機関との交渉による返済猶予	55	11.2%
現時点で借入残高1位の金融機関との交渉による金利減免	18	3.7%
現時点で借入残高2位の金融機関との交渉による金利減免	9	1.8%
その他の金融機関との交渉による金利減免	7	1.4%
現時点で借入残高1位の金融機関からの借入	195	39.8%
現時点で借入残高2位の金融機関からの借入	85	17.3%
その他の金融機関からの借入	76	15.5%
経営者や親族の個人資産の投入	258	52.7%
仕入先に対する値下げ	30	6.1%
仕入先に対する支払い延期	71	14.5%
販売先に対する値上げ	15	3.1%
販売先に対する回収早期化	87	17.8%

(注)この表での比率は、問22で「ある」と回答した490社を分母にしている。

4. 金融円滑化法の利用実態の考察

(1) 金融円滑化法に関するアンケートの概要

われわれのアンケート調査では、金融円滑化法に関して直接尋ねた質問は、問25から問27である。本節では、まず、その質問と回答の概要を紹介する。

(i) 金融円滑化法施行前の返済条件の変更の申し出状況

問25では、金融円滑化法施行前の時期における返済条件の変更の申し出の状況を尋ねている。この時期（厳密には亀井大臣が就任した2009年9月前まで）には、金融円滑化法のような法律が施行されることになるとはほとんどの関係者は予想していなかったため、リーマンショックのような厳しい経済ショックが起こったときに、民間金融機関と企業がどのように自主的な対応をとっていたかがわかる。

表8に示したように、われわれのアンケート調査対象企業の9%が、そうした申し出を行ない認められている一方で、全体の1%の企業では申し出たものの認められなかった。したがって、申し出た企業246社に対する謝絶率は9.8%に達している。先に見たように、金融円滑化法の謝絶率（全業態）の実績（実行率①ベース）は2.7%であったので、円滑化

¹⁹ なお、返済猶予と借入の両方を同時に回答している企業は53社で、どちらか一方という企業の方が相当多いが、返済猶予を受けつつ、新規融資を受けている企業もある。

法のもとでの謝絶率がきわめて低いように見える（ただし、円滑化法後の状況を分析する後節で、別の解釈を行う）。

企業の規模別に調べた結果も表 8 に示しているが、「100 人超」企業での申し出て認められた率が少し低いことを例外にして、規模が大きくなるほど申し出て認められる率が高く、「51-100 人」が最も有利に取り扱われている。一般に、金融機関と企業のリレーションシップの強さは、企業の規模が影響しているものと思われ、常識的な結果である。ただ、零細企業であっても、条件変更金融機関が自主的に応じている例が少なくないことも注目に値する。

表 9 は、返済条件の変更を認められた企業に、いくつの金融機関からそうした申し出を認めてもらったかを尋ねた結果を、問 10（「現在借入を受けている金融機関の数」）への回答によって整理したものである。それによると、2、3社から借り入れしている場合でも、返済条件変更を認めてもらっているのは1社だけという事例が多い。主取引先金融機関が中心となって、企業支援を行っている様子が見えてくる。なお、借入金金融機関数よりも変更を受けた金融機関数の方が多いのは、誤記入か、返済条件の変更を受けたのが回答時点より1年以上前の時期であるので、「現在」の借入先数とは違うためであろう。

表8. 返済条件の変更の申し出状況（金融円滑化法施行前）

	回答件数 計	申し出て認められた	申し出たが、認めてもらえなかった	申し出をしていない
全体	2,391 100	222 9.3	24 1	2,145 89.7
5 人以下	422 100	37 8.8	5 1.2	380 90.0
6-10 人	572 100	53 9.3	6 1	513 89.7
11-20 人	608 100	58 9.5	7 1.2	543 89.3
21-50 人	553 100	54 9.8	4 0.7	495 89.5
51-100 人	143 100	16 11.2	2 1.4	125 87.4
100 人超	88 100	4 4.5	0 0	84 95.5

(注) 問 25 : 貴社は、リーマンショック (2008 年 9 月) 以降、金融円滑化法 (2009 年 12 月) が施行されるまでの期間に、融資を受けている金融機関に対して返済条件の変更を申し出たことがありますか。また、申し出たことがある場合には認めてくれた金融機関はありましたか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んでください。認めてくれた金融機関が存在する場合にはその数もお答え下さい。

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 申し出て認められた (社) | |
| 2. 申し出たが、認めてもらえなかった | → 問 26 へ |
| 3. 申し出をしていない | → 問 26 へ |

表9. 返済条件の変更の申し出が認められた金融機関数

		現在借り入れを受けている金融機関の数					
		1	2	3	4	5	6以上
返済条件の変更を認められた金融機関の数	1	32	31	23	11	3	5
	2	2	22	12	7	8	4
	3	1	2	11	7	1	3
	4	0	0	0	6	1	1
	5	0	0	0	0	6	0
	6	0	0	0	0	1	5
	7	0	0	0	0	0	2
	11	0	0	0	0	0	1
	12	0	0	0	0	0	1

(i i) 金融円滑化法施行前の返済条件の変更に応じた金融機関

上述したように、必ずしも借り入れている金融機関のすべてが返済条件の変更を認めているわけではないようである。そこで、問 25-1 では、企業から見てどのような金融機関が申し出を認めているのかを尋ねてみた。複数の金融機関から申し出を認めてもらった場合は、二つ以上の金融機関を回答することになるので、比率の合計は 100%を超える。

表 10 にまとめたように、借入残高 1 位金融機関が圧倒的であり、約 90%に達している。リーマンショックで苦しんでいた企業は、密接な関係を持つ金融機関から支援を受けたということが確認できた。

表 10 には、規模別に整理した結果も示している。借入残高 1 位金融機関が圧倒的という傾向は、どの規模企業でも見られる。「51-100 人」企業では 1 位や 2 位ではないが長いつきあいのある金融機関からも支援を受けている。つまり、金融円滑化法が施行される以前の時期であっても、規模の大きな企業では、メインバンクだけが支援に動いているわけではない。

表10. 返済条件の変更の申し出が認められた金融機関との関係（金融円滑化法施行前）

	回答件数 計	現時点で 借入残高1 位の金融 機関	現時点で 借入残高2 位の金融 機関	借入残高1、2 位ではないが つきあいの長い 金融機関	その他の金 融機関
全体	219	191 87.2	97 44.3	41 18.7	28 12.8
5人以下	36	31 86.1	12 33.3	7 19.4	3 8.3
6-10人	53	43 81.1	23 43.4	10 18.9	8 15.1
11-20人	59	55 93.2	28 47.5	9 15.3	9 15.3
21-50人	51	46 90.2	25 49	7 13.7	5 9.8
51-100人	16	12 75	8 50	7 43.8	3 18.8
100人超	4	4 100	1 25	1 25	0 0

(注)問25-1:「1. 申し出て認められた」を選んだ方に伺います。その金融機関は貴社にとってどのような金融機関ですか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。複数の金融機関から条件変更を認められた場合には、該当する金融機関の番号をすべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

1. 現時点で借入残高1位の金融機関	2. 現時点で借入残高2位の金融機関
3. 借入残高1、2位ではないがつきあいの長い金融機関	4. その他の金融機関

(iii)金融円滑化法施行後の条件変更

問26では、円滑化法が施行された後に、同法の下での条件変更を申し出たかを尋ねてみた。

表11にその結果をまとめている。9.4%の企業が申し出をしている。このうち、未決の企業6社を除くと、211社が申し出て、89.6%の企業が認められ、10.4%の企業が認められなかったこととなる。これは、問25の(金融円滑化法前の)謝絶率よりも若干ながら高い値となっている。また、『中小企業白書2011』の調査によると、94.4%の企業が認められ、3.5%の企業が謝絶され、0.2%の企業が取り下げ、1.7%の企業が「その他」(内容は不明)となっている。したがって、われわれのサンプルの方が、謝絶率がかなり高くでている。さらに、金融機関や金融庁から公表されている謝絶率(審査中のものを除くベースではおおむね3%以下)とは相当な開きがある数値となっている。

その明確な理由は不明であるが、次のような可能性が考えられる。①ここでの数値は、企業ベースであるのに対して、金融庁の統計では貸付件数ベースである。たとえば、認められた企業が複数の金融機関から複数の貸付契約について認められると、認められた申し出の件数は複数になり、結果として受諾率は大きくなる。一方で、最初の申し出で断られ

た企業はそれ以降申し出ることはないだろう。その結果、金融庁統計では謝絶率が低く出るだろう。②企業の中には、金融円滑化の下で申し出て認められたのか、通常の交渉の一環で条件の変更が行われたのか識別できていないのかもしれない。そのため、われわれの回答には受諾に関して漏れが多いのかもしれない。③金融庁統計では、自主的取り下げとされていたり、そもそも正式に申し出る前に金融機関側の意図を読んで企業側が自制したような統計に表れていない事例を、企業は、アンケート調査において、「申し出たが認められなかった」と回答しているのかもしれない。

ただし、金融円滑化法の効果という観点で、問25と問26の受諾率を比較することは意味があると思われるが、両者を比較する限り、円滑化法前後で劇的な変化があったとは思われない。もちろん、円滑化法が制定されたときには、すでにリーマンショックから1年以上たっており、たとえば、円滑化法の時点では企業の環境がすでに良くなっていた（図1によれば、金融円滑化法が施行された2009年12月には、景気はリーマンショック直前の水準程度には回復していた）とすると、そのような環境の下で同じ比率ということは、安易な申し出が行われていた可能性もある（経営の二極化が進んでいるので、厳しい企業はますます厳しくなっている可能性もある。）

表11には、規模別の状況も示している。円滑化法の下でも、「5人以下」企業の申し出率は低いし、申し出た場合の謝絶率（15%）も高い。金融円滑化法前の時期と同様で、「100人超」企業を除いて、規模の大きな企業ほど受諾率は高い傾向が見られる。円滑化法がもっとも活用されたのは、「51-100人」企業であり、この企業規模では謝絶は一件もなかった。

表12は、円滑化法の下で返済条件変更を認めてもらった金融機関の数を、現在の借入金金融機関数別に整理したものである。金融円滑化法の規定では、借り手の金融機関全体で対応するように求められていることから、条件変更に応じる金融機関数が多くなっていることが予想される。しかし、たとえば2つの金融機関から借り入れている企業の内、両方の金融機関から条件変更を受諾してもらっているのは3分の1程度である。表12（円滑化法前）に比べて、円滑化法のあとで、多くの金融機関から受諾されるようになったという顕著な特徴は見られない。

表11. 返済条件の変更の申し出状況(金融円滑化法施行後)

	回答件数 計	申し出て認められた	申し出たが、まだ審査中	申し出たが、認めてもらえなかった	申し出をしていない
全体	2,310 100	189 8.2	6 0.3	22 1	2,093 90.6
5人以下	404 100	28 6.9	1 0.2	5 1.2	370 91.6
6-10人	554 100	46 8.3	1 0.2	7 1.3	500 90.3
11-20人	588 100	46 7.8	4 0.7	5 0.9	533 90.6
21-50人	533 100	48 9	0 0	5 0.9	480 90.1
51-100人	139 100	19 13.7	0 0	0 0	120 86.3
100人超	87 100	2 2.3	0 0	0 0	85 97.7

(注)問26：貴社は、金融円滑化法(2009年12月)が施行された後に、同法の下で条件変更を申し出たことがありますか。また、申し出たことがある場合には認めてくれた金融機関はありましたか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。認めてくれた金融機関が存在する場合にはその数もお答え下さい。

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 申し出て認められた (社) | |
| 2. 申し出たが、まだ審査中 | → 問27へ |
| 3. 申し出たが、認めてもらえなかった | → 問27へ |
| 4. 申し出をしていない | → 問27へ |

表12. 返済条件の変更の申し出が認められた金融機関数

		現在借り入れを受けている金融機関の数					
		1	2	3	4	5	6以上
返済条件の変更を認めた金融機関の数	1	25	33	17	7	3	4
	2	2	15	17	7	4	3
	3	1	1	13	4	0	2
	4	0	0	0	6	1	2
	5	0	0	0	1	3	0
	6	0	0	0	0	1	3
	7	0	0	0	0	0	2
	9	0	0	0	0	0	2
	11	0	0	0	0	0	1

(iv)円滑化法施行後の条件変更を認めた金融機関との関係

表13は、円滑化法施行後の条件変更を認めた金融機関が企業にとってどのような金融機関であるかを整理した。円滑化法の条文によって、それほどリレーションがない金融機関も申し出を受けて認めていると期待されたが、実際には「その他の金融機関」の比率は、

円滑化法前の時期とそれほど変わらない。

表 13 には、規模別の状況も示している。「5 人以下」企業で若干その他の金融機関が多いようにも見えるが、サンプル数から判断して有意な差異ではない。金融円滑化法によってそれほど劇的な変化は起こっていないようである。その中で詳しく見ると、「51-100 人」企業では、「その他」のウエイトが高くなっている。

表13. 返済条件の変更の申し出が認められた金融機関との関係(金融円滑化法)

	回答件数 計	現時点で借 入残高 1 位 の金融機関	現時点で借 入残高 2 位 の金融機関	借入残高 1、2 位ではないが つきあいの長い金融機関	その他の金 融機関
全体	203	173 85.2	91 44.8	35 17.2	29 14.3
5 人以下	30	27 90	9 30	2 6.7	4 13.3
6-10 人	52	47 90.4	22 42.3	8 15.4	6 11.5
11-20 人	51	42 82.4	24 47.1	6 11.8	4 7.8
21-50 人	50	40 80	26 52	12 24	9 18
51-100 人	18	15 83.3	9 50	6 33.3	6 33.3
100 人超	2	2 100	1 50	1 50	0 0

(注) 問 26-1 : 「1. 申し出て認められた」を選んだ方に伺います。その金融機関は貴社にとってどのような金融機関ですか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。複数の金融機関から条件変更を認められた場合には、該当する金融機関の番号をすべて○で選んで下さい。

1. 現時点で借入残高 1 位の金融機関	2. 現時点で借入残高 2 位の金融機関
3. 借入残高 1、2 位ではないがつきあいの長い金融機関	4. その他の金融機関

(v) 金融円滑化法に基づく申し出をした後の金融機関の態度変化の有無

表 14 から表 16 は、金融円滑化法に基づく申し出をした後の金融機関の態度変化の有無を、借入残高 1 位とそれ以外の金融機関（非メインと呼ぶことにする）について分析したものである。変化があったという企業は、借入残高 1 位及び非メイン金融機関のいずれについても 25%程度である²⁰。

²⁰ なお、表 17 で示したように、変化した内容について尋ねた質問では、83 社が選択肢を選んでいる。この問いで「変化なし」と回答したにもかかわらず、具体的な選択肢を選んでいる企業の選択肢の内容（企業にとって好ましい方向の変化である選択肢 1 や 3 が多い）からすると、①での回答は悪い方向の「変化」がなかったという意味で回答している企業が多いようである。したがって、26・2 の回答を重視すれば、変化があったのは 36.4%とい

規模別に見ても、第1位金融機関の態度変化の割合は、どの階層でも25%程度である。逆に言えば、75%の企業は変化がないと回答しているのであるが、返済条件の緩和という厳しい状況にもかかわらず、態度を変えないというのは「立派」だという反面、それだけ状況が悪化した場合に、何らかの積極的な対応をとる必要があるはずだという観点で言えば、物足りない。

表14. 返済条件の変更の申し出が認められた後の金融機関態度変化の有無

	回答件数 計	変化あり	変化なし	わからない
借入残高1位金融機関	228 100	53 23.2	156 68.4	19 8.3
その他の金融機関	145 100	37 25.5	84 57.9	24 16.6

(注) 問27-2: 同じく「1. 申し出て認められた」を選んだ方に伺います。条件変更の後、貴社に対するその金融機関の態度に変化はありましたか。以下の「1」から「3」の中から該当する番号の一つを選び、○で囲んで下さい。また、その回答が「1. 変化あり」の場合、どのような変化がありましたか。借入残高1位金融機関から条件変更を認められた場合、その他の金融機関から条件変更を認められた場合、のそれぞれについて、以下の「1」から「7」のうち該当する番号をすべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

1. 担当職員が再建の相談に乗ってくれた
2. 新規融資に対して冷淡になった
3. 他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた
4. 他の銀行への乗り換えを促された
5. 信用保証の利用を勧められた
6. 経営計画などの立案を厳しく求められた
7. 貸出金利や担保等の条件が厳しくなった

表15. 返済条件の変更の申し出が認められた後の金融機関態度変化の有無（借入残高1位金融機関）（規模別）

	回答件数 計	変化あり	変化なし	わからない
5人以下	32 100.0	7 21.9	24 75.0	1 3.1
6-10人	61 100.0	13 21.3	44 72.1	4 6.6
11-20人	62 100.0	16 25.8	41 66.1	5 8.1
21-50人	54 100.0	14 25.9	34 63.0	6 11.1
51-100人	16 100.0	3 18.8	12 75.0	1 6.3
100人超	3 100.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7

うことになる。なお、「わからない」企業では2社のみが具体的な選択肢を回答しているだけであった。

表16. 返済条件の変更の申し出が認められた後の金融機関態度変化の有無（借入残高一位以外の金融機関）（規模別）

	回答件数 計	変化あり	変化なし	わからない
5人以下	14 100.0	7 50.0	5 35.7	2 14.3
6-10人	39 100.0	5 12.8	27 69.2	7 17.9
11-20人	36 100.0	10 27.8	20 55.6	6 16.7
21-50人	38 100.0	11 28.9	20 52.6	7 18.4
51-100人	15 100.0	4 26.7	11 73.3	0 0.0
100人超	3 100.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7

(vi)態度変化の内容

問 26-2 では、態度変化の内容についても7つの観点で有無を尋ねる質問も行っている。態度変化にも様々なものが考えられる。今回の質問では、「1」および「3」は、支援の強化と考えられ、金融円滑化法が単なる時間稼ぎに終わらないためには必要な要素である。また、「6. 経営計画などの立案を厳しく求められた」は、企業からすれば負担が増えたために好ましくはないかもしれないが、事業再生のためには不可欠であろう。残りの選択肢は、企業に対する支援を弱める後ろ向きの態度変化と分類してよいであろう。

表 17 によると、52%の企業が、第1位金融機関が「1. 再建の相談に乗ってくれた」と回答している。また、「3」の回答も3割強あった。さらに、「6. 経営計画などの立案を厳しく求められた」という企業も4割あり、金融機関が一定の規律を課していたことは疑いが無い。

他方で、金融円滑化法の制定時に心配されたように、「新規融資に対して冷淡になった」という回答が30%あったこともみのがせない²¹。「信用保証の利用を勧められた」という企業は40%を越えており、原田・鯉渕（2010）が懸念したように、金融機関が信用保証協会にリスクを転嫁する傾向も相当強かったことがわかる²²。

企業の規模別に見ると、「1」の回答がほぼどの規模でも50%程度あり、規模の小さな企業に対しては放置しているといった傾向は見られなかった。ただ、最小規模企業では、「6」の回答はほとんどない。返済条件の緩和の条件として、実現性の高い抜本的な経営改善計画を作成することが義務づけられていることからすると、規模の小さな企業に関して、実

²¹ たとえば、参議院財政金融委員会は、同法の付帯決議で、新規融資に支障を生じることがないように金融検査及び監督を通じて適切に対応することを政府に求めた。

²² ただし、金融円滑化法の制定に伴って新たに設けられた条件変更対応保証制度はほとんど利用されていない。

質的におぎなりの経営改善計画が作成されている恐れがある。また、従業員規模 11—20 人企業で、「新規融資に対して冷淡になった」との回答が顕著に多くなっている。

表 18 は、第 1 位以外の金融機関に関しての結果である。第 1 位金融機関の場合とは異なり、「1. 再建の相談に乗ってくれた」が 36%にとどまり、「新規融資に対して冷淡になった」が 50%に達している。第 1 位金融機関に比べると、それ以外の金融機関では、積極的に企業を再建しようという態度とは逆方向での変化が強く見られる。

表17. 金融機関態度変化の内容（借入残高 1 位金融機関）

	回答件数 計	1:担当職員が再建の相談に乗ってくれた	2:新規融資に対して冷淡になった	3:他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた	4:他の銀行への乗り換えを促された	5:信用保証の利用を勧められた	6:経営計画などの立案を厳しく求められた	7:貸出金利や担保等の条件が厳しくなった
全体 (下段:Q26-1 で変化有りと考えた企業に限った回答)	83	43 51.8	25 30.1	26 31.3	3 3.6	34 41	33 39.8	25 30.1
	53	21 39.6	21 39.6	12 22.6	0 0.0	23 43.4	24 45.3	21 39.6
5人以下	12	6 50	3 25	3 25	0 0	5 41.7	1 8.3	0 0
6-10人	21	10 47.6	5 23.8	7 33.3	1 4.8	11 52.4	9 42.9	8 38.1
11-20人	21	12 57.1	10 47.6	4 19	0 0	3 14.3	8 38.1	5 23.8
21-50人	23	13 56.5	5 21.7	8 34.8	2 8.7	12 52.2	12 52.2	10 43.5
51-100人	5	1 20	2 40	4 80	0 0	3 60	3 60	2 40
100人超	1	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

表18. 金融機関態度変化の内容（借入残高1位以外の金融機関）

	回答件数 計	1:担当職員が再建の相談に乗ってくれた	2:新規融資に対して冷淡になった	3:他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた	4:他の銀行への乗り換えを促された	5:信用保証の利用を勧められた	6:経営計画などの立案を厳しく求められた	7:貸出金利や担保等の条件が厳しくなった
全体	55	20 36.4	28 50.9	10 18.2	3 5.5	12 21.8	21 38.2	14 25.5
5人以下	9	3 33.3	6 66.7	1 11.1	0 0	3 33.3	2 22.2	0 0
6-10人	13	7 53.8	5 38.5	5 38.5	1 7.7	3 23.1	4 30.8	4 30.8
11-20人	12	5 41.7	6 50	2 16.7	0 0	1 8.3	4 33.3	3 25
21-50人	14	4 28.6	8 57.1	1 7.1	2 14.3	5 35.7	7 50	6 42.9
51-100人	6	0 0	3 50	1 16.7	0 0	0 0	4 66.7	1 16.7
100人超	1	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

(vii)金融円滑化法への企業の評価

問 27 では、金融円滑化法に対する総括的な評価を尋ねている。その結果が、表 19 である。

金融円滑化法について、「影響なかった」との回答企業が約9割であった。規模別に見ると、「5人以下」企業と「100人超」企業で「影響なかった」という回答が多かった。もちろん、円滑化法による申し出を行い認められた企業を母数(189社)(表11参照)と見ると、回答「2」の123社は65%に達しており、円滑化法利用企業にとっては評価が高いが、実際に認められた企業に関しても、3分の1程度は法律がなくても返済条件の変更が行われていたと考えられるということも意味している²³。

また、円滑化法は企業の倒産を防ぐことを目的にしていたが、「この条件変更がなければ、事業の継続は難しかったと思う」という回答は、アンケート全体の企業で見ると4.4%であった。円滑化法の下で返済条件が認められた企業は189社であったので、認められた企業に関しても、半数以上の企業が事業継続につながっていたと評価していることになる。他方で、次節で詳しく分析するが、「業績が回復した」という企業は51社にとどまっている。

²³ ただし、『中小企業白書2011』では、条件変更を行った85%の中小企業が「非常に効果があった」、「やや効果があった」と回答したと報告されており、われわれのサンプルにおける評価はやや低く出ている。われわれのサンプルが比較的優良企業が多い、あるいは、金融機関との関係がもともと良好であるなども影響しているのかもしれない。

表19. 金融円滑化法に対する企業の全般的な評価

	回答件数 計	1:金融円滑化法が無ければ条件変更を相談しなかったと思う	2:金融円滑化法が無ければ条件変更は認めてもらえなかったと思う	3:この条件変更がなければ、事業の継続は難しかったと思う	4:条件変更を受けた後、業績が回復した	5:金融円滑化法の影響はなかった
全体	2,270	121 5.3	123 5.4	101 4.4	51 2.2	2,016 88.8
5人以下	385	17 4.4	13 3.4	15 3.9	5 1.3	353 91.7
6-10人	549	40 7.3	33 6	28 5.1	13 2.4	476 86.7
11-20人	579	33 5.7	36 6.2	30 5.2	19 3.3	507 87.6
21-50人	523	25 4.8	27 5.2	20 3.8	8 1.5	470 89.9
51-100人	141	4 2.8	13 9.2	6 4.3	6 4.3	121 85.8
100人超	88	2 2.3	1 1.1	2 2.3	0 0	84 95.5

(注)問27：金融円滑化法は貴社にとってどのような影響を与えましたか。以下から該当する番号を選び、すべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融円滑化法が無ければ条件変更を相談しなかったと思う 2. 金融円滑化法が無ければ条件変更は認めてもらえなかったと思う 3. この条件変更がなければ、事業の継続は難しかったと思う 4. 条件変更を受けた後、業績が回復した 5. 金融円滑化法の影響はなかった |
|---|

(2) 金融円滑化法の下での申し出企業の特徴

(i) 円滑化法後の申し込み企業は財務内容に問題のあるゾンビ企業ではないか。

金融円滑化法が施行される前であっても、一時的に経営が苦しくなり、借入の返済が難しくなった企業に対して、民間金融機関は機械的に破綻処理に持ち込むわけではなく、返済条件の変更に応じていると考えられる。もし金融機関が自主的に返済猶予に応じていたとすると、金融機関の目から見て業績回復の見込みの高い企業群に対して実施されていたはずであろう。そうすると、円滑化法によって返済猶予を（新たに）勝ち取る企業は、金融機関が回復の見込みが少ない企業群だと考えていたことになる。いわゆるゾンビ企業が円滑化法によって生き延びている可能性と言い換えることもできる²⁴。

表20は、企業の直近2期の当期純利益の状況で区分して、返済条件の変更の状況を整理している。2010年10月のアンケート回答時期における直前2期の状況を聞いているので、

²⁴ ゾンビ企業が債務負担を軽減化してもらった上で、安売り競争を仕掛けると、本来生き残るべき企業も経営状態が悪くなってしまい、新しい投資等ができなくなり、結局、地域全体がますます疲弊する可能性が問題なのである。

3月期決算なら、前々期は2008年4月から2009年3月、前期が2009年4月から2010年3月となる。

したがって、金融円滑化法に基づく申し出は、2009年12月以降に行われているので、前期に円滑化法に基づく申し出を行っている場合もあり、厳密には、金融円滑化法前の2期の経営状況を示しているわけではないこともある。こうした問題点があることを認識の上で、「2期連続赤字」企業は経営不振の企業群だとして、議論を進める。

円滑化法前の時期に返済条件の緩和を申し出ていたのは、「2期連続赤字」企業に関しては18%程度である。「2期連続赤字」企業のうち、円滑化法後に申し出た企業の比率は、16.8% (=14.4+0.7+1.7) であり、ほとんど変わっておらず、経営不振企業が積極的に返済条件の緩和を申し込むようになったということは見られなかった。

また、「2期連続赤字」企業に関する謝絶率は、円滑化法前が9.2% (=7/76)、円滑化法後が10.4% (=7/67) (未決のものを除く) であり、むしろ円滑化法後の方が、審査が厳しくなっている。

このように、少なくとも、われわれのアンケート調査を実施した2010年10月の段階で見ると、金融円滑化法によって問題の多いゾンビ企業が生きながらえているということは見いだされなかった。ただし、われわれのサンプルが比較的優良な企業に偏っており、企業行動にも規律が働いている企業群であるかもしれない。この点のバイアスを考慮しておく必要はある。

表20. 企業業績と申し出の関係の変化（円滑化法前後）

			申し出て認められた	申し出たが、認められなかった	申し出をしていない	
円滑化法前の時期	2期連続黒字	回答企業数	72	8	1090	
		比率	6.20%	0.70%	93.20%	
	赤字から黒字に転換	回答企業数	42	7	372	
		比率	10.00%	1.70%	88.40%	
	黒字から赤字に転落	回答企業数	38	2	311	
		比率	10.80%	0.60%	88.60%	
	2期連続赤字	回答企業数	69	7	354	
		比率	16.00%	1.60%	82.30%	
			申し出て認められた	申し出たが、まだ審査中	申し出たが、認めてもらえなかった	申し出をしていない
円滑化法後の時期	2期連続黒字	回答企業数	55	1	8	1065
		比率	4.90%	0.10%	0.70%	94.30%
	赤字から黒字に転換	回答企業数	39	2	4	364
		比率	9.50%	0.50%	1.00%	89.00%
	黒字から赤字に転落	回答企業数	33	0	2	303
		比率	9.80%	0.00%	0.60%	89.60%
	2期連続赤字	回答企業数	60	3	7	346
		比率	14.40%	0.70%	1.70%	83.20%

(ii)金融円滑化法は資金繰りの困難に陥った企業がどの程度利用しているか。

われわれのアンケート調査では、「貴社は、過去1年以内に借入の返済が難しくなる事態に陥ったことがありますか。」と尋ねた質問がある（問22）。本アンケートの実施時期が2010年10月なので、「過去1年」とは、ほぼ金融円滑化法後の時期と考えられる。そこで、問22の回答から、返済困難になった企業の内、どの程度の企業が金融円滑化法に基づいて申し出ているのかを調べてみた。

その結果が、表21である。これを見ると、困難に直面した企業でも、すべての企業が円滑化法の申し出をしたわけではなく、利用率は約30%である。この30%という数字が高いか低いかは判断するのは難しいが、円滑化法が資金繰りの手段として活用されていたことは間違いないが、唯一の方法であったわけでもない。

他方で、困難に直面していない企業では、当然ながら、円滑法の利用率は4%程度と低い。しかし、申し出を認められたという企業183社の中で見ると、問22の回答で、困難に直面していないと回答している企業が37.7% (=69/183)も占めている。返済難に陥っていないにもかかわらず、金融円滑化法の返済条件の緩和を申し出ている企業が相当数あることについては、①返済条件の緩和の必要のない企業がモラルハザードを起こした、②円滑化法の実績数を上乘せたい金融機関が問題のない先にまで適用した、③円滑化法の申

し出が認められたので結果として企業は「返済の困難に直面しなかった」と回答した、④より積極的な投資等を行うために、支援が行われた、といった可能性が考えられる。ただし、問22では、具体的な対処方法についても聞いているので、金融円滑化法による申し出の結果解消されたという場合は、「ある」を選んでいるはずである。したがって、③の回答は誤答ともいえるもので、それほど該当数はないと思われる。

そうすると、「円滑化法」によって、返済条件の緩和を求めることが安易に行われていたか、逆に、早めに返済負担を軽くして企業が経営改善に積極的に取り組むように支援をしたという正反対の可能性がある。金融円滑化法のもとで返済条件の変更を認めてもらった企業を、返済困難に陥った企業とそうでない企業（平常企業と呼ぶ）に分けて、「条件変更後に業績が回復した」と回答しているかどうかを調べると、困難企業で15.8%（18社）、平常企業で14.5%（10社）であり、ほぼ同じ水準であった。つまり、残念ながら、どちらともいえないという結果であった。ただし、これはどちらも行われていないと言うよりは、どちらも行われている結果であると予想される。たとえば、以下で説明する金融機関との関係性の結果などからすると、関係の密接な先に対して積極的に円滑化法の適用が行われているようであり、④の要因が強いことを示していると考えられる。

表21. 返済困難に直面した企業の円滑化法の利用度

	申し出て認められた		申し出たが、まだ審査中		申し出たが、認められなかった		申し出をしていない		合計	
	度数	行のN%	度数	行のN%	度数	行のN%	度数	行のN%	度数	行のN%
ある	114	25.2%	3	0.7%	18	4.0%	317	70.1%	452	100.0%
なし	69	3.9%	3	0.2%	4	0.2%	1702	95.7%	1778	100.0%
合計	183	8.2%	6	0.3%	22	1.0%	2019	90.5%	2230	100.0%

(iii)金融業態の間で返済条件の変更に応じる姿勢に違いはあるのか。

表22は、主取引金融機関の業態ごとに整理した申し出の状況である。いずれの時期でも、都市銀行に対する申し出の比率が低く、下位業態ほど高い傾向がある。一方、謝絶率はいずれの業態でも、円滑化法後の方が少し高くなっている。東京商工リサーチのとりまとめ（2011年7月11日HP公開）によると、2011年3月末の実績で、申込み件数は、大手銀行25万件、地方銀行60万件、第二地銀、21万件、信用金庫62万件となっており、信用金庫での申し出が多いというのは、われわれの結果からも裏付けられている。

ただし、われわれのサンプルは、地方銀行や信用金庫を主取引先とする企業が多く、都市銀行を主取引先にする企業が少ないので、都市銀行に関しての計数の信頼性はあまり高くないと言わざるを得ない²⁵。

²⁵ 『金融財政事情』（2010年8月16日）によると、地域銀行関係者の話として、円滑化法施行後はメガバンクの協力姿勢が目に見えて改善しているという。「膨大な案件を抱えるメガバンクの対応が、機械的になっていることを示しているのかもしれない」と指摘している。

表22. 主取引金融機関の業態と申し出（円滑化法前後）

		申し出て認められた		申し出たが、認められなかった	申し出をしていない
円滑化法前の時期	都市銀行・信託銀行	4 6.10%	0 0.00%	62 93.90%	
	地方銀行・第2地方銀行	61 9.10%	5 0.70%	605 90.20%	
	信用金庫	128 11.00%	15 1.30%	1024 87.70%	
	信用組合	25 15.90%	3 1.90%	129 82.20%	
		申し出て認められた	申し出たが、まだ審査中	申し出たが、認められなかった	申し出をしていない
円滑化法後の時期	都市銀行・信託銀行	4 6.30%	0 0.00%	0 0.00%	60 93.80%
	地方銀行・第2地方銀行	51 7.90%	1 0.20%	6 0.90%	584 91.00%
	信用金庫	108 9.50%	4 0.40%	13 1.10%	1010 89.00%
	信用組合	23 15.10%	1 0.70%	3 2.00%	125 82.20%

(iv)円滑化法前後で申し込み企業と金融機関の関係性の強さに違いがあるのか。

リレーションシップバンキングのメリットの一つに、企業の経営が一時的に悪くなった時に、メインバンクが支援してくれるという保険仮説がある。一般に、経営が苦しいときに企業を支援するかどうかを決定するには、企業と金融機関の関係性の強さが影響していると考えられる。

金融円滑化法前の自主的な返済条件の変更は、主取引先金融機関が行う例が多く、円滑化法では、法律上の規定もあり、非主取引金融機関も対応する可能性が高まると予想される。ただし、主取引金融機関であっても、関係の強さは一様ではないので、関係の強さを示す指標をアンケート回答結果から選んで、それを使って分析を行ってみよう。

そこで、ここでは、返済条件の緩和などを申し込んだ企業と金融機関の関係の強さを、金融機関との取引関係の幅で代替してみよう。アンケートでは、「借入残高1位の金融機関」との取引状況を11の観点で回答してもらう質問（問15）を用意している。本来、これらの選択肢には関係の強弱の重みがあるはずであるが、ここでは単純にすべて同じウエイトと考えて、この11の項目の内いくつを選択しているかで、関係の強さを判断することとした。

表23をみると、円滑化法の前の時期では、「申し出て認められた」企業は3.19種類の取引をしているのに対して、「申し出をしていない」企業は2.89であるので、受諾された企業の方が金融機関と幅広い関係を持っていたことになり、常識に沿った結果である。一方、

円滑化法の下でも、「申し出て認められた」企業の方が、「申し出をしていない」企業よりも幅広い関係を持っている。円滑化法施行後に、関係の薄い金融機関への申し出が広がったわけではなかったようである。

むしろ、「申し出て認められた」企業の数値を見ると、円滑化法前の時期に比べて、円滑化法後の時期の値がかなり大きい。もともとサンプル数がそれほど多くないという点に留意が必要であるが、一部の金融機関では親密先に対して積極的に「返済条件の緩和」を勧めたのかもしれない。これは、円滑化法の実績を高めようとしたためもあるだろうが、返済条件を少し緩和することで、将来への布石になるような企業に積極的に対応したこともあったのではないだろうか。

借入残高1位金融機関に関して①から④の観点について、どの程度企業情報を持っていると企業側が思っているかの4段階での評価（「1：よく知っている」～「4：全く知らない」）に関して、「申し出」の状況別に平均点を計算してみたのが、表24である。尺度の作り方から、点数が低いほど評価が高いことになる。このうち、リレーションシップの観点では④が興味深い。円滑化法前の時期に「申し出て認められた」企業は1.89で、同じ時期に「申し出をしていない」企業の2.07よりも高い。一方、円滑化法後に「申し出て認められた」企業は1.96で数値はやや高くなっているが、ほぼ横ばいと見ることができるだろう。

表23. 円滑化法前後での申し出の金融機関関係の多様さ

	円滑化法前			円滑化法後			
	申し出て認められた	申し出たが、認められなかった	申し出をしていない	申し出て認められた	申し出たが、まだ審査中	申し出たが、認めてもらえなかった	申し出をしていない
	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
取引種類の数	3.19	2.79	2.89	3.44	3.17	3.00	2.88

表24. 円滑化法前後での申し出の金融機関の企業を知っていることの評価

	円滑化法前			円滑化法後				合計
	申し出て認められた	申し出たが、認められなかった	申し出をしていない	申し出て認められた	申し出たが、まだ審査中	申し出たが、認めてもらえなかった	申し出をしていない	
	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	
①貴社が借入返済不能に陥るリスク	1.58	1.59	1.84	1.56	1.80	1.63	1.84	1.81
②貴社の持つ有形資産の価値	1.47	1.52	1.67	1.49	3.00	1.65	1.66	1.65
③貴社の持つ無形資産の価値	1.89	2.27	2.05	1.96	2.40	2.33	2.04	2.04
④その他数字に表れない貴社の強み・弱み	1.89	2.43	2.07	1.96	2.33	2.26	2.07	2.06

(3) 金融円滑化法申し出によって何が変わったか

(i)申し出後の金融機関の態度変化に業態別の特徴はあるのか。

ある程度サンプル数のある地銀と信用金庫を比較すると、信用金庫では、「担当職員が再建の相談に乗ってくれた」の比率が高く、地銀では「新規融資に対して冷淡になった」が多い。また、地銀では、「経営計画などの立案を厳しく求められた」も多いし、逆に、「他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた」の比率も低い。

表25. 業態別の態度変化の内容

		都市銀行・信託銀行(1)	地方銀行・第2地方銀行(14)	信用金庫(33)	信用組合(2)	合計(50)
1. 担当職員が再建の相談に乗ってくれた	回答企業数	0	5	15	0	20
	比率	0.0%	35.7%	45.5%	0.0%	40.0%
2. 新規融資に対して冷淡になった	回答企業数	0	9	11	1	21
	比率	0.0%	64.3%	33.3%	50.0%	42.0%
3. 他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた	回答企業数	0	1	10	1	12
	比率	0.0%	7.1%	30.3%	50.0%	24.0%
4. 他の銀行への乗り換えを促された	回答企業数	0	0	0	0	0
	比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 信用保証の利用を勧められた	回答企業数	1	6	15	1	23
	比率	100.0%	42.9%	45.5%	50.0%	46.0%
6. 経営計画などの立案を厳しく求められた	回答企業数	0	9	13	2	24
	比率	0.0%	64.3%	39.4%	100.0%	48.0%
7. 貸出金利や担保等の条件が厳しくなった	回答企業数	0	7	12	1	20
	比率	0.0%	50.0%	36.4%	50.0%	40.0%

(注) 問26-2で、借入残高1位金融機関に関して態度変化があったと答えた企業で、主取引金融機関の業態を回答している企業の数(業態欄に括弧書き)をベースにした比率を計算。本質問への回答には、問26-2で「態度変化なし、わからない」と回答した企業が記入している例がある。

(ii)円滑化法により支援を受けた企業を再生するために、金融機関は多面的に支援しているか。

問21で、金融機関の主要な職員について、企業との面談頻度(何日に一回か)を尋ねている。円滑化法により支援をすることになった企業に対しては、きめ細かな支援が行われることが期待されている。問21の質問は、必ずしも円滑化法による適用後に変化があったかどうかを聞いているわけではなく、絶対水準を尋ねている点には注意が必要である。

表26を見ると、「申し出を認められた」企業では、「現在の営業・渉外担当者」は平均で25日に1回程度、面談しているが、「申し出をしていない」企業群よりも頻度は若干少ない。残りの金融機関職員に関しては、「申し出を認められた」企業のほうが面談頻度は多いが、金融円滑化法で企業の体質改善を迅速に進めなければならない企業だと考えると、

金融機関の態勢が十分に整っていないことを示しているのかもしれない²⁶。このことは、リーマンショックにより支援の必要な先が増えたところに、円滑化法により、必ずしも再生の見込みの高くないところも支援すべき対象として加わったことも影響している可能性がある。

表26. 面会頻度と円滑化法

	申し出て認められた	申し出たが、まだ審査中	申し出たが、認めてもらえなかった	申し出をしていない	全体
①現在の営業・渉外担当者	25.19	40.67	53.27	23.52	23.94
②現在の融資担当者	35.64	16.00	60.00	41.25	40.77
③現在の営業課長・渉外課長(営業・渉外担当者的上司)	43.22	.	60.25	51.86	51.10
④現在の融資課長(融資担当者的上司)	48.00	.	43.86	50.83	50.44
⑤現在の支店長	52.76	21.50	67.64	54.36	54.26

注)何日に1回、面談しているかを示す。

(4) 金融円滑化法が業績回復につながったのはどういう企業か

(i) 返済条件の変更により業績を回復できたか。

すでに見たように、「条件変更を受けた後、業績が回復した」という回答企業は51社で、全体の2.2%にすぎなかった(表19)。仮に、金融円滑化法で返済条件の緩和を認めてもらった企業189社に対する比率としても27%に過ぎない。ただし、アンケート結果を精査すると、金融円滑化法に基づく返済条件の緩和を受けていると回答した企業以外の回答も混ざっている。どちらの回答を優先すべきか定かではないので、念のために、金融円滑化法で返済条件の緩和を認めてもらったと回答した企業だけを取り出して、整理してみたのが表27である。これによると、「条件変更を受けた後、業績が回復した」企業は15.3%にとどまる。

また、金融円滑化法で返済条件の緩和を認めてもらったと回答した企業だけに絞ると、「この条件変更がなければ、事業の継続は難しかったと思う」と回答した企業は75社であるが、そのうち18社(24.0%)が「条件変更を受けた後、業績が回復した」と回答している。また、「金融円滑化法が無ければ条件変更は認めてもらえなかったと思う」という企業93社の内、17社(18.3%)が「条件変更を受けた後、業績が回復した」と回答している。さらには、「金融円滑化法が無ければ条件変更は認めてもらえなかったと思う」企業で、かつ「この条件変更がなければ、事業の継続は難しかったと思う」企業は44社であるが、この44社の内、「条件変更を受け

²⁶ 藤津(2011)によると、信用金庫の場合で、経営改善支援先に対するモニタリングは、「月に1回程度の訪問で月次計画の進捗について数字を確認する」というのが一般的なようである。ただし、円滑化法への対応で、件数が急増したので、経営計画そのものが「比較的簡易に作成されている」とのことである。

た後、業績が回復した」企業は11社（25.0%）となっている²⁷。

もちろん、本アンケートの回答時期は、返済条件の変更を受けてからまだ時間がたっていないということもあり、これから回復するということもあるだろうが、多くの返済条件の緩和が半年から1年程度のものであることからすれば、直ちに業績が回復する傾向がないと、再リスクに陥るだろう。したがって、かなり有利に見ても円滑化法に基づく業績回復は、十分なレベルではないことは確かである。

表27. 金融円滑化法による返済条件の緩和を認められた企業に限定した金融円滑化法の評価

金融円滑化法が無ければ条件変更を相談しなかったと思う	37.6%
金融円滑化法が無ければ条件変更は認めてもらえなかったと思う	49.2%
この条件変更がなければ、事業の継続は難しかったと思う	39.7%
条件変更を受けた後、業績が回復した	15.3%
金融円滑化法の影響はなかった	11.6%

(ii) 円滑化法の下で返済条件の変更を受け、業績が回復した企業と金融機関の関係

問27で、「条件変更を受けた後、業績が回復した」と回答している企業は51社しかないが、そうした企業になんらの特徴はないかを調べることで、金融支援のあり方を検討してみることにした²⁸。

表28は、金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めもらった企業について、問27で「業績が回復した」と回答している企業と、そうではない企業で、第1位金融機関について企業がどう評価しているか（問23）の評点（平均）を示したものである。ここでは、「よく知っている」なら1点、「全く知らない」なら4点としているので、点数が低いほど、メインバンクが自社の様々な点をよく知っていると評価していることになる。

表28をみると、回復した企業では、いずれの項目でも、メインバンクの評価が高い。これは、メインバンクとの関係が回復につながったのか、回復する上でメインバンクとの関係が強まったのかのいずれかであろう。いずれにせよ、メインバンクの役割が重要であることが示唆されている。

表30は、メインバンクから返済条件の変更を認めもらった企業を、業績が回復したか

²⁷ 定義が違うが、一般に経営改善支援先のランクアップ率（「その他要注意先」で10%程度）からすると、かなり高率の改善ともいえる。

²⁸ 上述したように、別の質問で「円滑化法の申請をしていない」企業が「条件変更を受けた後、業績が回復した」を選んでいる例がある。以下では、借入残高第1位の金融機関から円滑化法の適用を受けたと回答した企業のみを取り出して分析しているので、誤回答の恐れのあるサンプルは除外していることになる。

否かで分けて、それぞれのグループの内、表にある項目についてメインバンクから有用な助言を受けたことがあるかどうかを整理したものである。たとえば、業績が回復した企業では、20.7%がメインバンクから「新しい販売先」についての有益な情報を得ている。回復した企業群とそうでない企業群で10%ポイントの差があるのは、「7. 国や地方公共団体などの公的支援策のうち金融関連のもの（信用保証制度や制度融資など）」、「10. 資金調達・財務に関する貴社の状況に即したアドバイス」、「17. 経営改善に向けた課題の発見や方向性の提示」の3つであるが、いずれも「回復」企業での助言を受けている比率が高い。もちろん、助言をすればすべて回復するといったわけではないが、メインバンクの助言活動の強化のない「返済条件の変更」では効果が薄いといえよう。

表32は、金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業と、第1位金融機関の職員との面会頻度（何日に1回面談するか）を調べてみたものである。ほとんどの職員に関して、「回復」企業のほうが金融機関と頻繁に面談していることがわかる。特に、現在の営業課長・渉外課長および支店長との面談頻度に大きな差異がある。こうした高いレベルでの支援が、企業の業績回復に必要なのであろう。

表33は、金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業に対して、条件変更後の第1位金融機関の態度変化の内容を示したものである。たとえば、「回復せず」企業のグループでは、18.8%しか「担当職員が再建の相談に乗ってくれた」という回答はなかったのに対して、回復企業では41.4%と高い値となっている。10%ポイント以上の差異があるのは、これ以外には、「他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた」、「信用保証の利用を勧められた」、「経営計画などの立案を厳しく求められた」の3つがあった。「信用保証の利用を勧められた」については、金融機関がリスクを転嫁していると理解すると、他の傾向と矛盾するが、「回復せず」企業はそうしたアドバイスすら受けられていないということなのであろう。したがって、全般的にあって、金融機関が支援を行っている先で、「回復」傾向が強いと考えることができるだろう。

最後に、表34は金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業が、過去1年以内に資金繰り難に陥ったときの対応方法（問22-1）をまとめたものである。金融円滑化法が返済困難に陥って利用されているばかりではないので、「金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業」だけをサンプルにしているにもかかわらず、「1」や「4」が必ずしも100%にはなっていない。「回復せず」と「回復」企業の間で、10%ポイント以上の大きな差異があるのは、「現時点で借入残高1位の金融機関からの借入」であり、「現時点で借入残高2位の金融機関からの借入」も10%ポイント近くの差がある。このように、新規の借入が提供されている企業では回復の傾向が強いことが伺える。また、「金利の減免」という積極的な支援策も回復につながる例があるようである。

表28. 金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業の第1位金融機関の評価

	① 貴社が借入返済不能に陥るリスク	② 貴社の持つ有形資産の価値	③ 貴社の持つ無形資産の価値	④ その他数字に表れない貴社の強み・弱み
回復せず (144社)	1.60	1.58	2.01	2.06
回復した (29社)	1.20	1.16	1.58	1.39

注) 「よく知っている」1点、「全く知らない」4点の4段階評価の平均点。

表29. 金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業の第1位金融機関との取引内容

	回復せず	回復
1. 決済口座(当座預金口座)の開設	70.1%	89.7%
2. 手形代金取立委任	43.1%	55.2%
3. 支払手形決済	45.8%	51.7%
4. 定期預金の預け入れ	59.0%	69.0%
5. 外国為替取引	2.1%	6.9%
6. 従業員の給与振込みの指定	52.8%	48.3%
7. 個人・家族資産の運用・管理	28.5%	24.1%
8. 貴社の増資の引き受け	13.9%	10.3%
9. 貴社の社債の引き受け	0.7%	0.0%
10. 金融機関の増資の引き受け	9.0%	3.4%
11. 金融機関からの役職員派遣受け入れ	2.1%	0.0%

表30. 金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業が第1位金融機関からこれまでに受けた助言の内容

	回復せず	回復
1. 新しい販売先	14.6%	20.7%
2. 新しい技術やその技術の入手方法	0.0%	3.4%
3. 新しい仕入先	2.8%	6.9%
4. 人材	4.2%	3.4%
5. 不動産（たとえば、工場用地など）	11.8%	13.8%
6. 新しい資金調達方法	43.8%	48.3%
7. 国や地方公共団体などの公的支援策のうち金融関連のもの（信用保証制度や制度融資など）	63.2%	79.3%
8. 国や地方公共団体などの公的支援策のうち金融関連以外のもの（各種の補助金など）	13.9%	17.2%
9. 資金調達・財務に関する一般的なアドバイス	47.2%	41.4%
10. 資金調達・財務に関する貴社の状況に即したアドバイス	37.5%	51.7%
11. 経営管理・経営戦略に関する一般的なアドバイス	22.9%	31.0%
12. 経営管理・経営戦略に関する貴社の状況に即したアドバイス	20.1%	27.6%
13. 潜在的な資本提携先	0.0%	0.0%
14. 潜在的な事業承継先	0.0%	0.0%
15. 税務に関する一般的なアドバイス	9.7%	17.2%
16. 税務に関する貴社の状況に即したアドバイス	7.6%	6.9%
17. 経営改善に向けた課題の発見や方向性の提示	26.4%	44.8%
18. 業界や経済全般の先行き	25.7%	24.1%

表31. 金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業が第1位金融機関に提供している情報の内容

	回復せず	回復
1. 貴社の決算書	96.5%	100.0%
2. 貴社の税務申告書やその関連資料	72.9%	82.8%
3. 貴社の資産・在庫・売掛金等の内容	60.4%	72.4%
4. 貴社と金融機関との取引状況（借入額、借入条件）	65.3%	82.8%
5. 貴社の資金繰り表	63.9%	79.3%
6. 貴社の担保不動産記入帳、登記簿等	54.9%	62.1%
7. 貴社の資金計画書・事業改善計画書	61.1%	65.5%
8. 貴社の株主名簿、従業員情報（給与総額など）	31.3%	48.3%
9. 貴社のオーナー・役員の個人財産・家計の状況、あるいは家族構成などの個人情報	26.4%	51.7%
10. 貴社の経歴書（設立経緯）、経営陣の略歴・組織表	46.5%	69.0%
11. 貴社および貴社のオーナーの土地・不動産の所有情報	43.8%	58.6%
12. 新製品・新サービスに関する貴社の未公開情報	2.8%	13.8%
13. その他戦略的に重要な貴社の未公開情報（支店・工場新設、新規取引先開拓など）	6.3%	27.6%
14. 金融機関にとって潜在的な顧客となりうる企業に関する情報	6.3%	20.7%
15. 貴社の活動している市場の動向、あるいは同業他社の業況に関する情報	18.1%	31.0%
16. 貴社と販売先との関係に関する情報	22.9%	41.4%
17. 貴社と仕入先との関係に関する情報	15.3%	31.0%

表32. 金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業と第1位金融機関の職員との面会頻度（何日に1回面談するか）

	回復せず	回復
①現在の営業・渉外担当者	25.0	23.0
②現在の融資担当者	36.8	38.3
③現在の営業課長・渉外課長（営業・渉外担当者の上司）	58.0	13.7
④現在の融資課長（融資担当者の上司）	54.7	43.6
⑤現在の支店長	56.8	24.4

表33. 金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業に対して、条件変更後の第1位金融機関の態度変化

	回復せず	回復
担当職員が再建の相談に乗ってくれた	18.8%	41.4%
新規融資に対して冷淡になった	10.4%	17.2%
他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた	10.4%	24.1%
他の銀行への乗り換えを促された	0.0%	3.4%
信用保証の利用を勧められた	15.3%	27.6%
経営計画などの立案を厳しく求められた	11.8%	27.6%
貸出金利や担保等の条件が厳しくなった	9.0%	17.2%

表34. 金融円滑化法の下で、借入残高1位の金融機関から返済条件の変更を認めてもらい、業績が回復した企業が、過去1年以内に資金繰り難に陥ったときの対応方法

	回復せず	回復
1. 現時点で借入残高1位の金融機関との交渉による返済猶予	47.2%	41.4%
2. 現時点で借入残高2位の金融機関との交渉による返済猶予	24.3%	27.6%
3. その他の金融機関との交渉による返済猶予	16.7%	13.8%
4. 現時点で借入残高1位の金融機関との交渉による金利減免	2.1%	10.3%
5. 現時点で借入残高2位の金融機関との交渉による金利減免	0.7%	3.4%
6. その他の金融機関との交渉による金利減免	0.7%	3.4%
7. 現時点で借入残高1位の金融機関からの借入	20.8%	31.0%
8. 現時点で借入残高2位の金融機関からの借入	7.6%	17.2%
9. その他の金融機関からの借入	7.6%	3.4%
10. 経営者や親族の個人資産の投入	25.0%	20.7%
11. 仕入先に対する値下げ	5.6%	13.8%
12. 仕入先に対する支払い延期	9.7%	3.4%
13. 販売先に対する値上げ	3.5%	6.9%
14. 販売先に対する回収早期化	8.3%	10.3%

5. むすび

金融円滑化法は、民間金融機関と企業の貸し出し条件に政府が関与し、民間企業に対する経営規律を弱め、金融機関の不良債権に関する情報開示を不透明にするなどの問題点がある政策であった。他方で、家森（2010a）で指摘したように、返済条件の変更が企業再生

の重要なツールとして使えるという現場の意識改革につながることを期待された。しかし、それが有効に活用できるだけのノウハウや態勢がないままでの導入は、損失先送りに帰着してしまい、望ましい政策であるとは考えにくい。また、金融機関の側の意識を改革することに効果があったとしても、顧客企業の側には、「金融機関が支援するのが当然」といったモラルの低下が起こってしまった可能性もある。企業倒産を防ぐのであれば、それは明示的な政策コストを示して実施すべきであり、金融機関に対する隠れた課税のような方法をとることは資源配分を歪めかねなかった。

ただこうした理論的な批判は多かったが、実際にどのようなことが起こっているかは必ずしも明らかになっていなかった。本稿では、独自のアンケート結果を使って、この問題にアプローチした。アンケート結果から得られた主な結論は次の通りである。

(1) 金融円滑化法の前の時期にも、金融機関は自主的に返済条件の変更に応じている。申し出率は 10.3%で、申し出た企業の内、許諾率は 90.2%であった。規模の大きな企業の方が受諾率が高いが、零細企業でも受諾されている。複数の金融機関から借り入れている場合でも、主取引金融機関のみから受諾してもらっている例が多い。

(2) 金融円滑化法の施行後の時期について、申し出率は 9.4%で、申し出た企業の内、受諾率は 89.6%にとどまっており、金融円滑化法の前の時期とほとんど変わらない結果となった(『中小企業白書 2011』の受諾率 94.4%と比べても低い)。

(3) 金融円滑化法のもとで返済条件の変更を申し出た後、金融機関の態度に変化があったという回答は、約 25%であった。変化があったという企業に内容を尋ねたところ、「担当者が再建の相談に乗ってくれた」は 52%あるものの、「新規融資に冷淡になった」も 30%あり、対応が二極化している。

(4) 金融円滑化法施行後の返済条件の変更の対象で、いわゆるゾンビ企業が急増しているといった事態は見られなかった。たとえば、2期連続赤字企業の謝絶率は、円滑化法後の時期の方が高くなっている。

(5) 円滑化法による返済条件の変更を申し出た企業は、必ずしも資金繰り難に直面している企業ばかりではなかった。全体の回答結果を総合的に判断すると、安易に申し出ているモラルハザード的な事例と、企業成長のための積極支援のケースの両者が混じっていると考えられる。

(6) 円滑化法による返済条件の変更の受諾を受けた企業に対して、金融機関の面談頻度が高いという傾向は見られず、積極的に支援しているのか疑問が残った。

(7) 「返済条件の変更後に、業績が回復した」企業は、受諾された企業の 15%程度にとどまる。回復した企業の特徴を調べると、金融機関との関係性が深く(面談頻度が高い)、支援に際して金融機関が積極姿勢を示している(金利の減免、新規資金の提供)ことがわかった。

以上のように、本稿の分析結果を見る限りでは、金融円滑化法が、返済条件の変更の実

務に関して著しく大きな効果を持っていることはなかった²⁹。一つの可能性としては、金融円滑化法の前の時期と比較して、金融システムへの弊害は拡大しなかったと考えられる。金融機関の自制が可能な程度に法律の規定が定められたことが幸いしているのであろう³⁰。

ただし、経済の状況に比べて倒産件数が抑制されており、マクロ経済的な指標から見ると、経済に大きな歪みが生じている可能性は否定できない。たとえば、星（2011）は、「監督緩和」（検査マニュアルでの不良債権の認定基準の変更）や金融円滑化法によって、「現在公表されている不良債権額は、本当の金額に比べて大銀行では 13 兆円、地域銀行では 25 兆円ほど少ない」と指摘している。この数値が正しいとすれば、2011 年 3 月期の公表リスク管理債権が大銀行で 4.6 兆円、地域銀行で 6.6 兆円であるから、相当なリスクを水面下に隠していることになる。たしかに、図 6 を見ると、リーマンショックが起こった 2009 年 3 月期に、不良債権（要管理～破綻先）は横ばいである一方で、「その他要注意先」が増えているのは、2008 年 11 月の「監督緩和」の結果とも考えられる。

このような指摘を踏まえると、金融円滑化法の施行前から、金融機関の開示の透明性が低下していたという点を深刻に考えておくべきである³¹。1990 年代後半の金融システム危機において、情報開示への不信が深まったために、健全である金融機関であっても、自らが健全であることを投資家や預金者に信頼してもらえらる形で伝えることができなくなってしまった。そのために、すべての金融機関が手元に流動性を過剰に保有しなければならず、金融仲介機能が大きく阻害された。この経験を踏まえると、「監督緩和」は潜在的に大きな脅威を持つ政策である。金融円滑化法に関する開示規制は、申し込みをいかに処理したかという点に重点が置かれているが、その金融機関の健全性に与える影響についての開示も行うべきではないか。たとえば、前債権に占める円滑化法適用債権の額であるとか、円滑化法の適用を複数回受けている先の債権の額なのである。さらに、現在、不良債権予備軍として「その他要注意先」に関心が集まっていることを踏まえれば、この債権額の開示が必要であろう³²。

一方で、われわれのアンケート調査で、こうした問題が指摘できなかったのは、本アンケートのいくつかの制約のためかもしれない。以下の点は、次回以降のアンケート調査の課題でもある。第一に、実施時期の問題である。金融円滑化法の初期段階では比較的規律付けが働いていたが、法律が延長された後期では企業行動が変わってきているかもしれない。帝国データバンクが 2012 年 1 月に発表したところでは、金融円滑化法を利用した企業の倒

²⁹ 『金融財政事情』（2010 年 8 月 16 日）では、金融機関へのインタビューに基づき、「法施行以前と大差ない条件変更への取り組み」と総括しており、われわれのアンケート調査と符合している。

³⁰ 鶴田（2010）は、金融機関の審査機能が排除されたわけではないので、「安易な企業救済」や「新規貸出の抑制」といった大きなインパクトはなさそうであると予想していた。

³¹ 「監督緩和」の影響そのものを知るための設問は用意しておらず、そのことは今後の課題の一つである。

³² 現在は、リスク管理債権と金融再生法に基づく不良債権の開示は行われているが、自己査定債務者区分を開示していない金融機関も多い。

産が 2011 年に入って増加してきている（図 7）。その倒産原因では、「販売不振」が 81.1% を占めており、返済猶予期間中に、業績を回復できずに行き詰まる企業が目立つと指摘されている。

第二に、アンケートの回答企業群は比較的健全な企業であるために、金融円滑化法のモラルハザード的な側面が検出できなかったことも考えられる³³。

本稿では、金融円滑化法の企業支援がどのような場合に企業の経営改善につながったかを分析した。原田・鯉渕（2010）が指摘していたように、金融円滑化法には、企業の収益性を改善するインセンティブが十分に組み込まれておらず、金融機関が努力すれば何とかなるだろうという根拠なき楽観に基づいた政策だった。

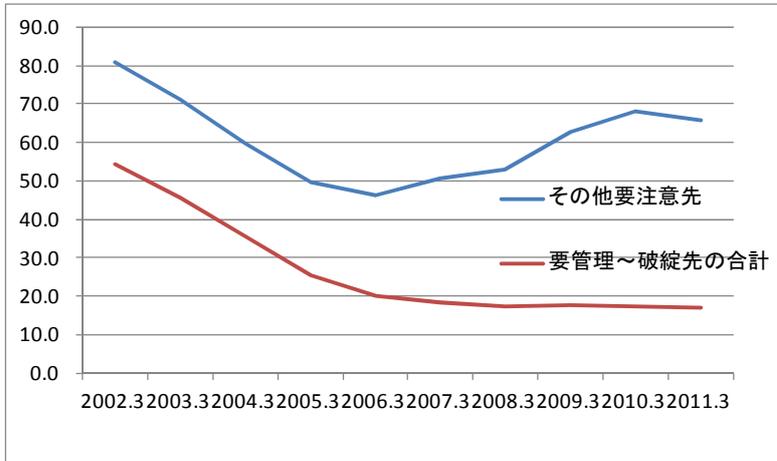
われわれのアンケート調査からは、金融機関からの十分な支援を受けた企業は、回復する可能性が高く、金融庁が 2011 年以降、金融機関のコンサルティング機能の強化を監督指針に取り入れているのは理由のないことではない。しかし、たとえば、支店長による頻繁な面談は十分な支援の重要な要素だろうが、支援すべき対象が増えても、すべてに対応することは難しい。円滑化法のもとで、支援対象企業が多くなりすぎて、経営改善計画もおざなりに作成されていると疑われるような回答結果も得られている。金融円滑化法によって、金融機関の限られた陣容では、支援の密度が薄まってしまっている可能性もある。

そもそも、返済条件の緩和を申し出る状況になった企業を再生するのは至難である。地域の雇用を守るのなら、つぶれる直前で状況を固定化するのではなく、もっと早い段階で問題を見つけて改善を図ったり、本業はうまくいっているがさらに飛躍可能な事業への展開を支援するなどが望まれる。限りある金融機関の経営支援のリソースの配分の仕方として、円滑化法のように困難発生後に対応するというよりも、困難発生前に金融機関が対応する仕組みを金融検査の観点に盛り込むべきであろう。

³³ 『金融財政事情』（2010 年 8 月 16 日）が紹介している金融機関関係者の話によると、円滑化法後に企業の一部に「借りた金はかえさなくてもいい」といった“開き直り”が感じられるようになったり、借入金を返済する体力があるのに円滑化法の間は利払いだけに返済をとどめようという「便乗型」が増えているという。

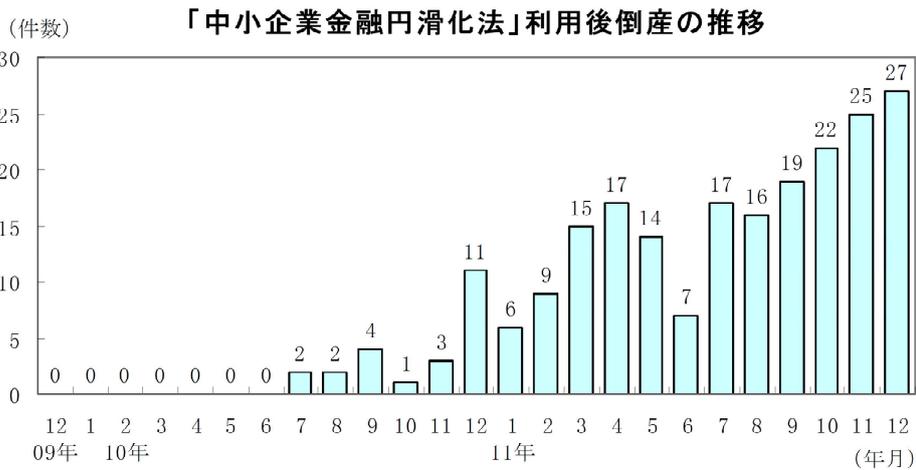
図 6

預金取扱金融機関の自己査定における債務者区分の状況



<http://www.fsa.go.jp/status/npl/20110819.html>

図 7



<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p120103.pdf>

参考文献

植杉威一郎・家森信善他 10 名「金融危機下における中小企業金融の現状－『企業・金融機関との取引実態調査 (2008 年 2 月実施)』、『金融危機下における企業・金融機関との取引実態調査 (2009 年 2 月実施)』の結果概要－ RIETI Discussion Paper Series 09-J-020 2009 年 5 月 29 日。

上原啓一(2010a)「金融機関に貸付条件の変更に応じる努力を義務付けることをめぐって-- 中小企業等金融円滑化法案の国会論議 (特集 第 173 回国会の論議の焦点)」『立法と調

- 査』301号 2010年2月。
- 上原啓一(2010b)「中小企業等金融円滑化法の施行状況を見て--法施行の効果と残された課題」『立法と調査』307号 2010年8月。
- 高木悠子(2010)「中小企業金融円滑化法--中小企業融資・経営改善への取組みを強化する四つの柱(特集 金融円滑化法のすべて)」『金融財政事情』2010年1月18日。
- 多和田眞・家森信善(2005)『東海地域の産業クラスターと金融構造 - 躍進する名古屋経済の強さを探る -』中央経済社。
- 多和田眞・家森信善編(2008)『関西地域の産業クラスターと金融構造 - 経済の活性化策を探る』中央経済社。
- 鶴田零(2010)「本腰で取り組む中小企業再生 - 金融円滑化法を生かせ」『金融ジャーナル』2月号。
- 内藤修(2010)「金融円滑化法、期限延長もやむなし」『金融財政事情』2010年11月29日。
- 中岡孝剛・内田浩史・家森信善(2011a)「リレーションシップ型金融の実態(1) - 日本の企業ファイナンスに関する実態調査の前半部分の概要 -」『経済科学』59巻1号。
- 中岡孝剛・内田浩史・家森信善(2011b)「リレーションシップ型金融の実態(2) - 日本の企業ファイナンスに関する実態調査の後半部分の概要 -」『経済科学』59巻2号。
- 原田 喜美枝・鯉渕 賢(2010)「弊害多い過剰な公的支援(特集 金融円滑化法のすべて)」『金融財政事情』2010年1月18日。
- 藤津 勝一(2011)「円滑化法でも求められる経営改善計画の実効性向上--不可欠なコンサルティング機能の発揮と適切なモニタリング」『信金中金月報』4月。
- 星岳雄(2011)「日本の金融システムに隠されたリスク」『NIRA オピニオンペーパー』No.4。
- 益田安良(2009)「中小企業金融円滑化法に潜む危険性」『金融財政事情』2009年11月9日。
- 家森信善(2006)「企業が望む金融サービスと中小企業金融の課題 - 関西地域の企業金融に関する企業意識調査を中心に -」RIETI Discussion Paper Series 06-J-003。
- 家森信善(2010a)「金融円滑化法を使って現場意識の再点検を」『しんくみ』8月号。
- 家森信善編(2010b)『地域の中小企業と信用保証制度 - 金融危機からの愛知経済復活への道 -』中央経済社。
- 家森信善(2012a)「(経済教室) 金融円滑化法、再延長へ 不良債権の予備軍注視を」『日本経済新聞』2012年3月5日。
- 家森信善(2012b)「中小企業金融円滑化法の効果と課題 - 2010年中小企業金融の実態調査結果に基づいて -」『金融構造研究』第34号 2012年5月。
- 家森信善・近藤万峰(2011)「グローバル金融危機に対する日本政府および日本銀行の政策対応とその効果の検証」『会計検査研究』第43号。
- 家森信善・平川均・崔龍浩・陳炳龍・夫起徳・朴晩奉(2010)「第11章 韓国の中小企業金融 - 日本との比較 -」pp.285-311 平川均・多和田眞・奥村隆平・家森信善・徐正解編『東アジアの新産業集積 - 地域発展と競争・共生』学術出版会。